



2019.5  
VOL.1

# グローバル マネジメント

The Global Management of Nagano

---

## 【創刊特集】

『グローバルマネジメント』の創刊に寄せて

阿部 守一

長野県立大学の今と未来

安藤 国威

グローバルマネジメント学部の誕生に寄せて

金田一真澄

## 【論文】

国際分業行動移行期における国際経営管理の実証的研究 —分散生産  
(フラグメンテーション) 体制下での日本企業の新たな課題—

森本 博行

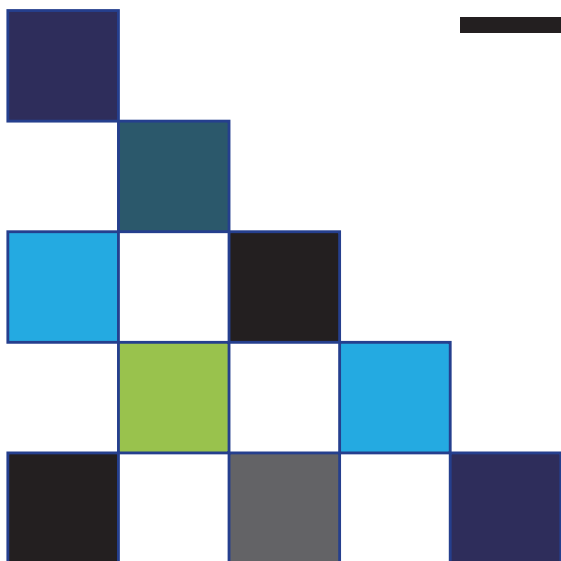
国際会計基準 (IFRS) に係る法執行 —英国財務報告評議会 (FRC) に  
よるレビューを素材として—

金 賢仙

諏訪藩の鷹匠に伝来した鷹書 (新出資料) について —鷹和歌の記載を  
中心に—

二本松泰子

---



【創刊特集】

# 『グローバルマネジメント』の 創刊に寄せて



長野県知事 阿部 守一

このたびは、『グローバルマネジメント』の創刊、誠におめでとうございます。

昨年4月、長野県立大学は、自ら考え、自ら学び、主体的に行動し、グローバルな視野で未来を切り拓き、地域を創生できるリーダーを育てることを使命として開学しました。長野県の「知の拠点」としての取組、ソーシャルイノベーションの創出など、地域の課題解決への貢献にも大きな期待が寄せられているところです。

超高齢化社会の到来や急激な人口減少、AI、IoT、ロボットなど、第4次産業革命とも呼ばれるテクノロジーの急速な発達など、私たちを取り巻く社会・経済環境は加速度的に変化しています。この大きな時代の転換点を迎え、人生を楽しみ、しあわせに暮らすことができる長野県を実現するには、人々が主体的に学び、社会を治めていくことにより、力を合わせて新たな社会の仕組みを創り上げていくことが重要です。

昨年4月にスタートさせた県総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」では、本県に脈々と受け継がれてきた「学びと自治の力」を政策推進のエンジンとして、新しい時代にふさわしい県づくりを進めているところです。

多くの中山間地域を抱える本県は様々な課題を抱えておりますが、課題があるからこそ変化を起こし、イノベーションを起こして、新しい社会がつくられていきます。長野県立大学には、「学びと自治の力」の活性化、また、地域の様々な分野の方々の交流の場、結びつきの場としてその抱えている課題をブレイクスルーする役割を期待しております。

本誌『グローバルマネジメント』は、本県のシンクタンクとしての負託に応えるとともに、学術的な議論の進化と発展に寄与することを目的として、教員の研究成果を掲載するだけでなく、実務的・実学的な問題を広く取り上げるとお聞きしております。今後、『グローバルマネジメント』が、全国に誇れる学術誌として発展していくことを願っております。

# 長野県立大学の今と未来

長野県立大学理事長  
安藤 国威

---

## 1. はじめに

雑誌『グローバルマネジメント』の創刊にあたって、安藤理事長に、長野県立大学が目指す教育について、編集部が伺いました。

## 2. 大学教育の変化について

私は1969年に大学を卒業したのですが、安田講堂事件の影響で、卒業は6月になりました。ソニーに入社したのは4月なのですけどね。当時の東大全共闘には山本義隆<sup>1</sup>がいて、非常に優秀な物理学者でした。大学をやめて予備校の先生になったのですが、独自に研究を続けて今では科学史の研究で有名ですね。

当時は、教養主義が大学に残っていた時代のように思います。だから大学の授業がなくとも、自力でも勉強し、広く専門外のことも身に着けるという考えを、当時の学生は持っていました。私も神保町に行って古本を買って、一日一冊必ず本を読むとか、世界文学全集みたいなものを時間を決めて読破するとかしてました。最近の若い人は本を読まないらしいので残念ですね。

そのような教養主義を経て、経営に関する専門教育が必要な時代になってきたように思います。私は1970年代にアメリカに一度目の赴任をしたのですが、その頃から日本経済の急激な成長に対して、米国の徹底した研究がなされるようになりました。エズラ・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・No. 1』<sup>2</sup>やソローなどのMITの研究者グループが出版した『メイド・イン・アメリカ』<sup>3</sup>、トヨタ生産方式を徹底的に研究した“The Machine That Changed the World”<sup>4</sup>、レーガン大統領の要請で出された『ヤングレポート』<sup>5</sup>などがそう

---

1 (1941年-)。著作に『磁力と重力の発見(1)(2)(3)』(みすず書房, 2003年)など。

2 Ezra F. Vogel, “Japan as Number One: Lessons for America,” Harvard University Press 1979.

3 Michael L. Dertouzos, Robert M. Solow and Richard K. Lester, “Made in America - Regaining the Productive Edge,” The MIT Press, 1989.

4 James P. Womack, “The Machine That Changed the World,” Scribner, 1990.

5 ヒューレット・パカード社社長だったジョン・ヤング (John Young) を大統領諮問委員会の委員長としてまとめられた報告書。正式名を “Global Competition - New Reality” という。

です。そうやってアメリカは国を挙げて、日本企業を研究すると同時に、半導体協定や関税（ダンピング税）をかけるといった対応をしてきたわけです。また財界でも、インテルのロバート・ノイス<sup>6</sup>などは徹底したアンチジャパンでした。現在のアメリカと中国の貿易戦争と似たような構図でした。しかし貿易摩擦を政治面で解決しようとしても、根幹には影響を与えるものではありません。重要なのはイノベーションです。アメリカは日本の得意なものづくりからIT、コンピューターソフト、通信産業といった産業へ、国家戦略としてシフトしていきました。イノベーションの部分についてもちゃんと実行したわけです。

日本は大学で一般的な教養教育を行い、卒業してから、企業がOJTで鍛えなおすことをしてきました。アメリカ的なMBAが良いとも思いませんが、とにかくMBAで学んで即戦力で入社してくる。MBAには世界各国から優秀な人材が留学してきますが、日本の大学には留学してこない。今の日本は専門も教養も中途半端となっているのではないのでしょうか。

### 3. 実践教育の重要性について

80年代後半から90年代にかけての2度目のアメリカ赴任で日本のものづくり産業がアメリカに逆転される実態を如実に体験して日本に帰ってきて、それまでソニーが得意でなかったパソコンビジネスに携わりました。VAIOを立ち上げていた頃、新入社員にチューターを付けて、9月に発売されるVAIOのニューモデル用に、アプリを新人に開発させたことがあります。50人ぐらいの新入社員がいると、1人か2人は直ぐに使える素晴らしいアプリを創るのです。プログラミングも未経験だったのに。学生は鍛え方なのです。教育は環境であり、早ければ早い方が良いのです。長野県立大学の理事長を引き受けたのは、アメリカでの体験とVAIOの立ち上げの経験があったからです。アントレプレナー意識を持った人を育てることが重要であり、そのような人材がイノベーションの担い手となっていくのです。

長野県立大学では理事長裁量経費を使って学生支援を行う場合もあるのですが、応募してきた学生にはいろんなことを経験してもらいたいと思っています。例えば、古着の寄付を募り、お客さんがつけた値段で販売するという、ユニークなアイディアの「古着店プロジェクト」がすでに始動しています。

私自身も、長野県経営者協会や長野県産業イノベーション推進本部と一緒に、信州ITバレー構想の実現に取り組んでいます。長野県にITクラスターを作りたいと思っていますが、本学の学生たちにそこで生まれるベンチャーにも就職して欲しいと思っていますし、学生の頃から、インターンシップやその他の形で、様々な経験をして欲しいと思っています。

私が就職活動をしていた時、ソニーの売上高は700億を超えた位で、日立や松下といっ

6 Robert Norton Noyce (1927-1990年)。インテルの共同創業者の一人。

た大企業と比べるべくもなかったのですが、社長の時には7兆円を超えていました。当時周りの人から「エンジニアでもないのになぜソニー入るのか」と問われましたが、本当は起業したかった私に、ソニーの企業文化はあっていたのだと思います。ソニー入社後、実際、私はソニー生命、VAIOやデジタルカメラといったベンチャー的な事業をゼロから立ち上げるチャンスに恵まれました。

学生たちには、挫折を乗り越えながら強くなって欲しいと思っています。何事もすぐうまくいくわけではないのです。そのためには、早くからグローバルな経験をして欲しい。それは本で読んでもわからないことなのです。地方国公立大学の学生は、公務員になる人や、地方銀行に就職する人が多いと聞きます。それは周りのロールモデルにそういう人が多いのかもしれませんが。私にとっては、井深さん<sup>7</sup>や盛田さん<sup>8</sup>がロールモデルでした。私は入社後、始めは仕事に身が入らなかったのですが、直接の聲咳に触れて、がぜん仕事にやる気が出たのです。明確なビジョンと具体的な戦略を示すのがリーダーだと実感しました。

若い頃は、夢が無限にあります。実際に可能性もあります。しかし年齢と共に、夢を諦めて、妥協する人生になりがちです。私は学生たちに、個人として実り豊かな人生を送って欲しい。それは偏差値がいくらとか就職率が何%とかという話ではありません。少人数教育を活かして、先生方と一対一で話し合いながら、本学の4年間で本当に好きなこと、やりたいことを見付けて、その夢の実現に向かって挑戦して欲しいと思っています。

---

7 井深大（1908－1997年）。1946年にソニーの前身、東京通信工業を創業した。

8 盛田昭夫（1921－1999年）。ソニー創業者の一人。

# グローバルマネジメント学部の誕生に寄せて

長野県立大学学長  
金田一真澄

---

## 1. 本学の立ち上げ

長野県立大学には、グローバルマネジメント学部（GM学部）と健康発達学部がある。GM学部は全学生定員の3分の2強を占める本学の中核学部であり、看板学部でもある。まず長野県立大学の設立から話を始めたい。

きっかけは四半世紀ほど前、県短大の卒業生による短大の4年制化への要望を目的とする12万の署名活動があった。その要望は、ようやく8年前の阿部知事の時代に取り上げられ、知事の指示により、有識者を揃えた設立準備委員会が設置された。そして2年かけて4年制の総合県立大学の基本構想案が作成されたのである。その基本構想案は新たな時代に相応しいかなり理想の大学をめざしたもので、本学は他の県立大学にはない、思いきった教育を行う大学となった。それが最も反映しているのが、県短大にはなかったGM学部の新設と全員参加の海外研修である。一方で地域や県短大に対する配慮もあり、健康発達学部が同時に創られ、結果として、二つの全く文化の異なる学部を持つ県立総合大学となった。

一般には、短大の教員が4大化の構想案をつくるために、画期的な構想は出にくく、既存の教員たちができる範囲の教育研究内容を、学部学科の名称だけ現代風にして提出することが多かった。本学では第三者である有識者を中心に構想案を練ったことが、高い理想をめざした新大学を誕生させる結果となったのであり、これは阿部知事の英断でもあった。しかしそのために、二つの問題が生じた。県内にある同じ学部内容をもつ松本大学と松本市から強硬な反対運動が起きたことと、県短大から4年制の大学に移ることができない教員の処遇問題（学部学科が変更されたため）である。

基本構想案が発表されて1年後の今から5年前に、長野県立大学の理事長予定者と学長予定者が発表され、安藤理事長と私がこの大学に関わることとなった。その最初の仕事が、松本の反対運動を鎮めることだった。長野県立大学設立に対して10万の反対署名を集めた松本市に出かけ、新大学設立の説明会を開き、反対者が9割以上という、完全なアウェイの中で、安藤理事長と並んで新4年制大学設立の意義を説明した。安藤理事長は終始毅然として、新大学の高い志と長野県における意義を話された。初めの1時間は、全く

聞いてくれる様子がなかった。ところが理事長の熱い思いが徐々に聞く人たちに浸透していき、ヤジがやみ、最後にはこちらの設立の熱意に対して、温かい拍手が起きたのである。帰りの車の中で、安藤理事長が、「こんなことは株主総会の修羅場を経験している人間にとっては、なんでもないことです」と語った言葉が印象的だった。松本大学との確執は今はないと考えている。もう一つの問題となった短大から4年制大学に移れなかった教員については、大変気の毒な思いをさせてしまった。新たな教育の世界で仕事を見つけられることを、心から祈るばかりである。

## 2. グローバルマネジメント学部の成り立ち

「グローバルマネジメント学部」という名称は、初め「総合マネジメント学部」だったのだが、松本大学に同名の学部があったことから、熟慮の末一步譲って「総合」を「グローバル」に変更した。

次に安藤理事長と行ったことは、本学に相応しい教員の採用面接である。新しい学部であるGM学部には、全国から大勢の教育熱心で、様々な専門性を持った教員が集まってきた。臼井先生のように海外からも来てくださった。県短大の教員もすべて面接と模擬授業によって新大学への採用の可否を決めた。一方で、GM学部の学部長をお願いできる人がなかなか見つからなかった。たまたま安藤理事長のソニー時代の知り合いで、首都大学東京の研究科長などを歴任され、大学運営にも長けていた森本先生を紹介され、彼に学部長をお願いした。本学が開学する2年前のことで、新大学の立ち上げにも大きな力を発揮してくださった。

マネジメントという学問分野についての知識は殆どなかったが、このGM学部を集結した先生方を見て、ぜひ「専門ゼミ」を充実させたいという思いに駆られた。理由は3つ。一つは少人数教育で教員と学生との距離が近い教育を行うことが地方の小規模県立大学にとって必須であり、ゼミはそれを最も実現しやすい授業形態だからである。二つ目は、マネジメントという若い学問では、教室での座学だけでなく、実践的なフィールドワークや、現場に行つての社会勉強などが極めて有益であり、そのためには各教員がある程度裁量をもって動ける授業が望ましいと感じたからである。三番目は、教育熱心で学問的魅力を持った個性的な教員がGM学部到大勢集まったことである。もしも、教育に対していい加減な教員が集まっていたら、ゼミ形式の教育は成立しない。しかし今回集まった教員は、魅力的な専門世界の面白さを学生たちにきっと体験させてくれるに違いないと強く感じたのである。こうした理由から、2年次以降の専門ゼミに力を入れられるカリキュラムを森本学部長にお願いし、ゼミの単位の比重を増やしてもらった。

これからは、高校生が志望大学を選択する理由として、「あの先生に学びたいから」という時代になっていくはずである。発信力ゼミも、教員と学生との距離の近い授業であり、うちのGMは1年次から4年次までゼミがある大学と言えなくもない。ゼミで極めて高い教育評価を得ている武蔵大学にも負けない親身な教育が期待できる。

### 3. グローバルマネジメント学部の特徴

本学の特徴である1年次全寮制と2年次全員海外研修は、6年前につくられた基本構想案からすでに掲げられていたものである。全寮制については長野市を地盤とするある議員から、自宅から通えば無料なのにとクレームをもらったが、これからの大学は学力だけではなく、人間としての力を磨くところでもあり、自律、協調性、社会性、思いやり、コミュニケーションなどを身につけられる寮生活は、極めて意義のあるものとする。寮は単なる寝泊まりするだけの場ではない。更にまた近い将来、留学生たちが来た時の受け皿ともなる。

一方、全員参加の短期の海外研修を実現するために、柔軟に対応できる4学期制を導入した。4学期のうちの1学期間だけを海外に行くことで、本学での学修期間のロスができる限り少なくし、4年間できちんと卒業できるようにした。秋田の国際教養大学AIUは素晴らしい大学だが、1年間の留学を課しているために、5年かかる学生が非常に多いと聞いている。大学には学生をできるだけ4年間で社会に送り出す使命があるはずである。本学の海外研修プログラムについては、中条先生が精力的に世界中の大学を飛びまわり、まだ本学が開学していない厳しい状況の中で、海外の一流大学と独自の研修プログラムの契約交渉をして、協定を結んでくださった。しかも他大学にはない、専門の内容をもつ優れたプログラムである。彼がいなければ、全員海外研修は実現できなかったであろう。

4学期制の導入と同時に施行した100分14回の授業システムは、少しだけ夏休みや春休みを長くして、学生も教員もリフレッシュすべきだという思いと、授業中にディスカッションをする時間をとるには、100分ぐらいが必要と考えて導入した。ただ、4学期制では週2回という縛りが時間割の調整を難しくしている面があり、100分授業には、いかに学生に飽きさせない授業をするかという課題が教員に突きつけられている。

ソーシャル・イノベーション創出センターCSIについても、一言触れたい。このセンターの活動の素晴らしさについては、改めて説明するまでもないので、ここでは県立大学としての存在意義の視点から述べたい。現在、公立大学は国立大学の陰になり、国立大学の規模の小さいのが公立大学だというぐらいの認識しかない。公立大学の使命はまずは地域貢献であるが、ある程度の地域貢献は、国立も私立もやっている。したがって、県立大学の地域貢献は県の地域貢献にとって不可欠な“重要な役割を担うもの”であるべきと考える。県行政の進め方は公平の原則によって、一部の地域だけを偏って支援することは難しく、必要な計画や予算も前もって決めなければならないといった、様々な制約がある。県立大学のセンターであれば、より柔軟に動ける利点を活かして、より効果的な地域貢献を果たすことができる。県立大学と県とが地域の振興に対して役割を補完し合う関係を築くことが、これからの県立大学の目ざす姿であろう。CSIは大室先生を中心とした経験豊富なスタッフにより、まさにそのモデルケースの役割を果たしている。CSIに対する長野県民の期待、そして他の県立大学の注目度は極めて高い。



その他、本学では、企業のトップや地元で活躍している人に依頼して、オムニバスで授業を行う象山学や、9名の英語専任教員を中心とする、週4回のレベル別英語集中プログラムなど、魅力的な授業が数多く開講されている。ここではいちいち名前を挙げることはしないが、開学にあたって多くの先生方のお世話になった。心よりお礼申し上げます。

#### 4. 終わりに

最後に、本学の特色についてもう一言、つけ加えたい。本学には今までの大学にはない大きな特色がある。ICUやAIUは、現在全国的に高い人気を誇り、グローバルな素養としての英語と教養を身につけることが売りとなっている。しかし、本学にはこれらの大学にはない強みがある。それは専門をきちんと学び修めるということである。ICUはリベラルアーツ教育が基本であり、AIUは教養大学である。これからの時代、拠って立つ専門があることは絶対であり、教養は専門という前提があって、はじめてその真価を發揮するものである。専門が核となり、その周りを教養が包み込むことで、専門がより広く活性化し、深みを増すのである。本学では、専門として、経営学、栄養学、幼児教育学がきちんと身につくように学ばせている。その上で、全員が短期ではあるが、その多感な時期に海外研修に参加することが原則として義務付けられている。専門が何であれ、世界を自ら体験し、グローバルなセンスや視野を身につけることが、これからの時代、すべての大学生に求められているのである。

大学とは、学生たちに知識やスキルを教えるだけでなく、むしろ人生の生き方を学ばせる場だと考えている。また一方で、大学とは人類の英知を継承・発展していく使命を持つものでもある。その使命のために、このジャーナルがいくらかでも世界に貢献できることを願って、この駄文を閉じたい。

# 国際分業行動移行期における国際経営管理 の実証的研究

## —分散生産（フラグメンテーション）体制下での日本企業の 新たな課題—

グローバルマネジメント学部  
森本 博行

---

### 1 はじめに

ハイ・ベロシティ（high velocity）と呼ばれる今日のグローバルな事業環境は、製品、サービス、人材、知識やノウハウが比較的自由に国境を越えて動き、技術革新、消費者ニーズ、事業機会は絶え間なく、しかも急速に変化する一方、EUやASEANなど地域経済圏の拡大、旧東欧諸国やアジア諸国の経済特区を活用した多様な産業政策による企業誘致の強化、製品設計や製造プロセスのアウトソーシング企業の出現、電子部品や化学部材の中間財市場の発達、情報通信や交通・物流インフラの発達によって、従来の製造業のグローバルな生産体制が著しい変化を見せる、国際分業行動移行期にある。

本研究の目的は、国際分業行動移行期にあって、アジアにおいては日系複写機・プリンタ企業、欧州においては日系自動車企業を事例にして、ボーダレスな地域経済圏を前提とした国際分業体制の一環である分散生産（fragmentation）の実態と今後の課題を検討することにある。

国際分業行動移行期にあって、アジアでは2008年の中国の外資優遇政策の廃止、2010年にACFTA（中国ASEAN自由貿易協定）によるASEANプラスワンの発効、2011年発生した東日本大震災やタイの洪水によるサプライチェーンの断絶、2015年末のAEC（ASEAN経済共同体）の発足を契機として、中国の珠江デルタなどの特定地域に集中的に展開していた製造業は従来の国際分業体制をASEAN地域に広く分散させる生産体制（分散生産）を敷く動きがあった。とくに代表的な事例は、深圳を中心とする珠江デルタの部品生産から組み立てまで一気通貫の産業集積を形成してきた複写機・プリンタ企業のベトナムやフィリピンなどのASEAN諸国への展開である。

また欧州においては、英国のEU離脱で問題化した自動車産業の分散生産について検討した。1980年代後半に日系自動車企業は欧州に対するゲートウェイとして英国に生産拠点を設けたが、2000年代以降、エンジンやトランスミッションなどの基幹部品をポーランド

やルーマニアなどの旧東欧地域やトルコなどでの分散生産を進めてきた。

本研究の目的は、分散生産における地域統括会社の役割と分散生産に対する英国のEU離脱がもたらす課題について自動車産業を事例にして検討することにある。自動車会社を事例にしたのは、英国・大陸諸国間で国境を越えて、生産拠点間や協力企業と垂直的に相互依存する分散生産が行われており、英国のEU離脱の顕著な影響が想定されるからである。本研究では、日系自動車企業の分散生産の経緯を明らかにし、さらに英国のEU離脱に伴う欧州地域における分散生産体制の課題について詳細な調査を実施し、今後の課題を明らかにした。

## 2 国際分業行動と分散生産（フラグメンテーション）

製造業の国際分業行動と呼ばれる現象としては、海外直接投資によって現地法人を設立して生産機能を移管するオフショアリング（foreign offshoring）に対して、国外の製造企業に生産機能や生産機能に設計機能を含めて業務委託するアウトソーシング（foreign outsourcing）と、国内生産回帰ということでリショアリング（reshoring）がある。アウトソーシングとは、垂直的産業内貿易（vertical intra-industry trade）における生産工程の一部ないし中間財である電子部品やデバイスなどの生産委託を意味しているが、日本企業のアジアでの生産活動は、日本国内の生産活動と並行して、水平的な製品分業関係を維持しながら発展したこともあり、その意味でアメリカ企業とは異なって、オフショアリングとアウトソーシングとは明確に区別されてこなかった（伊藤、深尾2005）。

垂直的産業内貿易には、分散生産がある。分散生産とは、異なる地域に同一の最終製品にいたる垂直統合の生産プロセスを複数のブロックを関連企業に分散させて生産すること、と定義され（Deardorff 1998, Jones and Kierzkowski 2000）、EMS企業やODM企業への生産委託とは異なる。生産プロセスの分散化は、分解された生産ブロックを、それぞれの活動に適した比較優位を生かした立地条件に分散立地させることであり、生産ブロックを高度な人的・物的資本集約的プロセスと労働集約的プロセスに分けて、製品や部品の生産・輸出をするという結論が導かれる（木村2003）。

分散生産の導入レベルの程度を決定する要因としては、第一に技術的分割可能性（divisibility of production processes）、第二に生産工程の労働集約的要素の集約度（生産工程に労働集約的プロセスが含まれる程度、factor intensity of the process）、第三に各生産工程の技術的な複雑性の存在（technological complexity of each process）、第四に製品価値に対する重量比率（value to weight ratio of the product）が挙げられる（Lall et. al 2004）。

分散生産が促進された背景には、国際貿易の制度的変化に加えて、製品設計および生産工程のデザインにアーキテクチャの概念が導入されたことも要因として挙げられる。

分散生産は、従来の用語を用いれば、企業内垂直的工程間分業であり、製品を地域ごとにわけば水平分業の要素も加味される適地生産を行うということになる。

高度な人的・物的資本集約的プロセスと労働集約的プロセスを分離した事例としては、

アメリカの「在外付加価値関税制度（関税簡素化法（806.30）、関税分類法（807.00）」<sup>1</sup>の導入とメキシコの輸出保税加工企業制度を活用したマキラドーラでの適地生産があった。これは、アメリカ国内で生産活動を行っていた製造業が、メキシコに製品の組み立てに必要な製造設備を設置して、アメリカ国内生産部品や材料を輸出し、それをメキシコで組み立てて逆輸入した場合には、メキシコにおける付加価値生産部分だけ、つまりメキシコで組み立てのために支払った賃金だけに5パーセントの輸入関税が付加される制度であった。制度導入には、生産プロセスを距離的・時間的に分割させることから生じる物流やコミュニケーション費用に加えて付加価値に対する税負担などの付随的に発生するサービス・リンク・コストが、賃金の軽減部分で吸収される必要があったが、むしろテレビや自動車などの日本からの安価な製品流入の脅威に対するアメリカ企業の事業戦略の転換、アメリカ政府の制度変更、メキシコ政府のマキラドーラ制度構築という3者の意図の結果であった（図1）。

### 3-1 珠江デルタと日本の複写機産業

珠江デルタは、広東省を流れる珠江河口の深圳、広州、珠海を結ぶ三角地帯であり、1980年に香港に近接した深圳と珠海が経済特区に、1984年に広州が経済技術特区に指定され、外資企業に優遇措置を付与した（表1）。

初期段階においては、香港を拠点とする外資企業が珠江デルタの郷鎮企業に生産委託する来料加工貿易の生産拠点として発展してきた（図2）。

珠江デルタへの日本の複写機・プリンタ企業は、1990年1月のキャノンの進出以降、リコー、ブラザー工業、セイコーエプソン、富士ゼロックス、沖データ、東芝テック、京セラドキュメント、コニカミノルタといった完成品メーカーや感光体などの部品企業が進出し、複写機やプリンタなどの事務機器の産業集積（agglomeration）が形成された（表2）。

複写機やプリンタは、製品として、技術的分割可能性、生産工程の労働集約的要素の集約度、各生産工程の技術的な複雑性の存在、製品価値に対する重量比率の最適化、製品設計および生産工程のデザインにアーキテクチャ概念が導入されているということで、1990年代から2000年代初頭にかけて日本からのフラグメンテーションが顕著になった。珠江デルタの進出初期においては、ドラムユニットやレーザーユニットなどの基幹部品や半製品を日本から輸入して、完成品の組み立てを行ったが、現在ではほとんどの部品デバイスを珠江デルタで調達できるようになっており、効率的なサプライチェーンが形成された。さらに2007年以降、珠江デルタと垂直的な関係を維持しながら、ASEAN諸国への分散生産を加速させた（表3）。

1 関税簡素化法（1954）では、メキシコで半製品を製造し、アメリカ国内で組み立て等、加工を必要とする場合のみ認めたと、関税分類法（1962）の改正によって、メキシコで完成品を製造した場合も認め、アメリカ国内での加工を不要とした。

経済産業省の「第45回海外事業活動基本調査（2014年実績）」によると、ASEAN地域では、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンでの日本企業の法人数の増加が2011年以降、顕著に見られる。国際分業体制の見直しは、日本企業で行われていることが推測される。

複写機・プリンタ企業を見ると、近年、ベトナムのハノイ、ハイフォン地域とフィリピンのバタンガス地域に新たな生産拠点を設けることが顕著である。その要因として、第一に中国政府の産業政策と労務政策の変更、第二にサムスン電子などの競合企業への対抗するための日本企業の事業戦略の強化、第三にASEAN経済共同体の発足等に加えて、高度な先進的技術を有する外国企業を優遇するASEAN諸国の誘致強化の産業政策が挙げられる。

中国政府は、2008年1月に外資優遇措置を撤廃するとともに、労働契約法を施行した。その背景には、中国は、2001年にWTO加盟したが、その時に国際公約として求められた「内外資同一化」があった。その結果、企業所得税法では、外資企業に対する優遇税率が廃止（2007年）され、国内企業と同率となり、課税優遇措置として「二免三減（2年間免除3年間半減）優遇税制」、先進的技術企業に対する3減（3年間半減期間の延長）、製品輸出企業に対する税率半減・再投資の税還付制度、輸入設備の免税制度が廃止された（表4）。

また労働契約法では、従業員が連続して10年間の勤務、あるいは雇用契約を3回更新した場合には、正規従業員としての雇用保証、就業規則の制定・改訂の場合の労働者関与義務、労働争議の仲裁費用の無料化、派遣労働者を従業員数の10パーセント以下にすることなど、労働者に対する権利保護が強化され、賃金上昇に加えて、社会保険料や各種手当の増加は、企業の労務負担を重くした（表5）。

一方、深圳から海運等によって部品の輸送の容易なベトナムのハイフォンやフィリピンのバタンガスに経済特区が設けられ外資企業に対する優遇政策が強化された（表6、表7）。

日本企業は、米国企業のゼロックスやHPの後塵を拝しながら、1980年代以降、トナーカートリッジの発明やデジタル化の技術革新によってグローバル市場で競争力を維持しながら成長してきた。しかし、デジタル化は、コモディティ化をもたらし、市場が縮小の傾向を示す中で低価格市場ではHP<sup>2</sup>とサムスン電子が高い世界シェアを獲得してきた（図3）。

さらに両社は、先進国市場のみならず成長著しい新興国市場を取り込む一方、日本企業がこれまで強みを発揮してきたデジタル複合機市場に参入し、日本企業に脅威を与えてきた。日本企業は、グローバル市場の事業戦略の強化を求められており、キヤノン、富士ゼ

---

2 HPは、サムスン電子の複写機事業を買収すると発表した（日本経済新聞電子版2016年9月12日）プリンタ市場では複写機の機能を備えた複合機の需要が拡大している中、レーザープリンタで高いシェアを持つHPは、低価格複写機技術を持つサムスン電子を取り込むことで一段の成長をめざす、という。

ロックスをはじめとする日本企業は、珠江デルタの生産拠点を中国市場向け製品に転換する一方、ASEANに展開する新たな生産拠点をグローバル市場向けのプラットフォーム開発を兼ねた生産拠点に転換する戦略を打ち出してきた。

### 3-2 小括

珠江デルタからASEANへのフラグメンテーションは、中国政府の外資政策の転換やASEAN諸国の外国企業への優遇策もあるが、基本的にはグローバル市場における日本企業の競合企業の脅威に対する事業戦略の強化である（図4）。

しかしながら、新たな生産拠点をASEANに設置しても、現地での部品部材の調達には困難性があり、依然として珠江デルタへ依存せざるを得ない状況にある。生産拠点をグローバルに分散化させた多国籍企業の行動原理には、本来的に労働者に対する優位性、受入国政府との交渉に対する優位性、税制レジームに対する優位性、リスク分散に対する優位性がある（Letto-Gillies 2002）とされる。

しかし、珠江デルタが効率的な産業集積であったがために、中国政府の政策転換に対しても、労働者に対しても、税制レジームに対しても、交渉力での優位性はむしろ中国政府にあり、優遇政策の廃止、労働者の権利強化という制度変更に対する多国籍企業としての優位性は発揮できないままであった。複写機・プリンタ企業の分散生産の含意は、珠江デルタでは得られなくなった優遇策や生産コストの低減等の立地条件の改善にあるが、これまで、分散生産を容易にさせたデジタル化やモジュラー化が、競合企業の複合機への新規参入を容易にした一方、競合企業の脅威を生じさせ、事業戦略の強化ために分散生産をせざるを得なくなった状況がその要因として捉えられる。

### 4-1 欧州市場と日本企業

日本企業の欧州市場へのアクセスは、70年代まで電気・電子機器、自動車などの輸出中心であった。例外的に現地生産を開始した事例としては、1959年にソニーがアイルランドのシャノン自由貿易空港生産拠点を設けて欧州市場向けのトランジスタラジオの現地生産を始めたこと、1962年にホンダがベルギーで二輪車のKD生産を始めたこと、1968年にトヨタがポルトガルで現地企業と提携してトラックのKD生産を始めたことなどである。

輸出が中心であった理由として、宗主国であった欧州諸国と旧植民地であった諸国と締結した「ロメ協定」があった。1973年に英国、アイルランド、デンマークが欧州経済共同体に加盟し、1975年に「ロメ協定」を締結した。ロメ協定は、旧植民地に対して経済支援を行うとともに、旧植民地からの製品輸入に対して関税や数量の規制に特惠を付与する取り決めである。その結果、日本企業は、英国の植民地であったマレーシアのパナンやシンガポールを生産拠点にして、電気・電子機器を欧州市場向けに輸出する戦略が採用された。

日本から欧州への輸出は、60年代後半から80年代前半にかけて、カラーテレビやVTRなどの電気・電子機器、自動車など、欧州各国の有力電気メーカーや自動車メーカーと競

合しながらも急増した。欧州委員会は、80年代半ば以降、日本の産業界に対して輸出自主規制を求めるとともに、急増する日本製品に対する反ダンピング関税を賦課した。最も顕著な事例としては、フランス政府が日本製VTRの通関業務を内陸のポワチエの一カ所のみで行うことで実質的に輸入を制限することがあった。こうしたことが契機となって、カラーテレビなどの日本電子・電機企業は、欧州地域に生産拠点を設けることになった。カラーテレビやVTRは、欧州各国ごとに放送方式が異なり、市場が分断していたので、各国ごとに販売子会社を設立し、生産拠点もそれに対応させざるを得なかった。松下電器（現パナソニック）やソニーなど日本の電子・電機企業は、製品ごとに欧州各国に水平分業した生産拠点を設けた。80年代において、それらの企業は域内の生産拠点と各国の販売子会社の戦略を調整・統合する目的で地域統括会社を設立した。

## 4-2 欧州市場と日系自動車企業

欧州の自動車市場は、日本車と競合する小型車の製品ラインを持つ自動車企業が欧州各国に存在するという特殊性があり、日本の自動車企業は、1986年以来、輸出総量規制と国別の割当制度による制限を受けていた。また各国政府も独自に規制を行っていた。たとえば日本車の市場シェアの上限は、英国では11%に、フランスでは3%に、イタリアでは2%に、スペインでは1%に制限されていた。1987年にはアンチダンピング規制が強化され、アンチダンピング防止税の賦課や部品のローカルコンテツ率を60パーセントにする政策が施行された。さらに「域内市場白書（White Paper on Completing the Internal Market）」では1992年までに単一市場となるということで、EUは域外企業に対してこれまで以上に厳しい規制を課して、閉鎖的な保護主義となるのではないかと、という脅威があった。日系自動車企業は、欧州域内に生産拠点を設け、生産規模を拡大させて行った（図5）。日系自動車企業は、欧州域内に進出している複数の生産拠点の調整と統合による国際分業の効率化が求められ、その役割を地域統括会社で行おうとしてきた。

欧州で最初に乗用車の生産拠点を設置したのはホンダであった。ホンダは、1979年に英国のブリティッシュ・レイランド社と技術提携して乗用車の現地生産を行った。ホンダは、1985年、独自に英国に生産拠点を設けて、1989年に生産を開始し、1991年に統括管理機能をもつ欧州統括本社（HME）をおいた。しかし、1999年に販売のための統括機能を南欧担当についてフランスに、ドイツ以北の担当をドイツに移した。

日産は、1980年にスペインの自動車企業であるモトール・イベリカを買収して商用車の生産を始めた。日産の乗用車生産は、1984年に英国サンダーランド市の誘致を受けて1986年から乗用車の生産を始め、さらに欧州市場向けの車種開発を目的として、英国とスペインにテクニカル・センターを設けた。日産は、各国に分散した生産拠点と販売組織を域内企業として地域完結体制の実現と製造と販売を統合した戦略立案を行う目的で、1989年に本社の第二海外事業部欧州室を母体としてオランダのアムステルダムに移転させて欧州地域統括会社を設立した。日産は、完成車の組み立てラインはサンダーランドに集約してい

るが、エンジンは、スペインやルノーの子会社であるルーマニアのDACIAから調達する一方、欧州全域から部品を購入している。

一方、トヨタ自動車は、1968年にポルトガルでトラックの生産を始めたが、1989年にフォルクスワーゲンと提携してドイツで商用車の生産を開始した。欧州での本格的な進出は、1992年に、英国で乗用車とエンジンの生産を開始したことによる。さらに1994年にトルコに生産拠点を設立した。1998年には欧州全体の生産活動と技術開発を統括するとともに生産戦略を立案・推進するための地域統括会社（TMEM）をベルギーのブリュッセルに設立した。TMEMは、1999年にポーランドにエンジンの生産拠点を設け、TMEMは、2001年にはフランスで小型車の生産を開始するとともに、ポーランドに第二工場として、トランスミッションとディーゼル・エンジンを供給するための生産拠点を設置し、さらにチェコではプジョー・シトロエンと合弁会社を設立して小型車の生産を推進した。2005年には、販売機能と生産機能を統合した持株会社として、さらに地域社会との良好なコミュニケーション活動を行う地域統括会社（TME）設立した。地域統括会社の役割は、英国と大陸間に国際分業化した生産ネットワークによって、自動車のローカルコンテツ率60%の実現と生産と販売の効率化をはかることにある（表8）。

### 4-3 EUの拡大と分散生産

EU加盟国は英国を含めて現在28カ国であり、国家の枠組みを超えて単一市場の形成をはかってきた。EU原加盟国の6カ国（フランス、ドイツ、イタリア、ベネルクス3カ国）によって1958年に生まれたEEC（欧州経済共同体）は、1967年EC（欧州共同体）となり、70年代以降には英国などが参加し、マーストリヒト条約（1992年締結）の発効によって1993年にはEU（欧州連合）へと発展してきた。また1996年にはEU・トルコ間で関税同盟が結成され、農産物などを除いてトルコの原産地証明が得られれば、EU市場内に関税なしに流通できることになった。

2004年までのEU加盟国は15カ国であったが、2004年5月にはポーランド、ハンガリー、チェコなどの東欧10カ国が加盟し、その後ブルガリア、ルーマニア、クロアチアが加盟し、単一市場は東欧諸国まで拡大した。2004年以降のEU加盟国の拡大は、日本企業の国際分業体制が分散生産体制を選択する契機でもあった。分散生産は、生産ブロックを高度な人的・物的資本集約的プロセスと労働集約的プロセスに分けて、製品や部品を生産・輸出することであり、アジア地域における複写機・プリンタ企業の分散生産の要因を分析すると、サービス・リンク・コスト、賃金、コーディネート・コストの低減したことにより（木村2003、2006）、さらに、分散生産が加速して行われる条件として、北米のマキラドーラの仮説と同様に、第一に市場における競合企業の脅威に対する企業の事業戦略の強化の意思、第二に新生産国の誘因となる新たな制度の構築、第三に既生産国における経済政策の変更であった。

欧州地域の分散生産は、日系自動車企業ばかりでなく、フォルクスワーゲンなどの欧州



自動車企業でも行われている。

仮説に基づく三つの条件に従えば、欧州での分散生産の要因は、第一に1990年代以降の欧州市場における企業間競争の激化である。フォードは、欧州フォードで強い地位を築いていたが、1989年に英国のジャガーとランドローバ、スウェーデンのボルボを買収し、戦略を強化した。また従来の日系自動車企業の欧州生産に加えて、現代など韓国車が低廉な価格で欧州市場に参入したことによる（図6）。

第二に新生産国であるトルコとチュニジアが1996年にEUと関税同盟を締結し、さらに2004年以降、東欧諸国がEUに加盟し、関税のない単一市場が拡大する一方、進出企業にとって有利な経済特区が設けられたことである（図7、図8）。2000年代以降、日系自動車部品企業の東欧地域に生産拠点推移は著しい伸長を示している（図9）。

第三に既生産国である経済政策のもたらす為替変動である。2002年にユーロ貨幣の流通が開始され、EUの経済通貨統合の第3段階にはいったが、英国は参加せずに「ポンド高ユーロ安」（図10）となり、著しい英国との著しい賃金格差を生じた（図11）。英国を生産拠点とする自動車企業にとって、2000年代ユーロ圏で分散生産を促進する状況が続いた。

#### 4-4 英国のEU離脱と自動車産業

本研究の目的は、EU域内に展開する国際分業体制および地域統括会社に対する、英国のEU離脱がもたらす経営課題について自動車産業を事例にして検討することにある。自動車産業を事例にしたのは、英国は、日本企業のみならず、英国自動車企業のMiniを買収したBMWのようなドイツ企業にとっても重要な生産拠点となっており、英国・EU域内の諸国間の国境を越えて、自動車を構成する多数の部品や部材の分散生産が行われる国際分業体制が形成されており、英国のEU離脱の条件次第では、顕著な影響が想定されるからである。

英国の自動車産業の特徴は、英国自動車工業会（SMMT）の2017年のデータによれば、英国では自動車の約181万台、エンジン255万基が生産されているが、自動車の78%（141万台）が輸出されている。英国で生産される自動車は、部品の約60%をEU諸国から調達している（図12）。一方、英国で販売される約312万台の自動車のうち、228万台は、ドイツなどEU諸国から輸入に依存している。英国の自動車産業は、EU諸国との極めて強い相互依存関係にある、と言える。

英国のEU離脱は、これまでの生産ネットワークの分断することになる。欧州における日本の地域統括企業の機能から、資金移動、人事・採用、自動車の型式認証、部品の購買調達、製造、リペアパーツ、製品輸出、販売金融、技術開発（知的財産権）について脅威と課題を列挙すると表9のようになる（表9）。

#### 4-5 小括

EU離脱（brexit）を選択した英国のテリーザ・メイ首相は、2017年3月29日、欧州連合

(EU) 基本条約第50条にもとづく離脱通知を行ったが、それによって離脱協定とさらに貿易協定についての2年間の交渉プロセスが始まった。交渉結果次第では、将来のビジネス環境に対する不透明感が投資減速やポンド安になる恐れがあり、英国やEU経済のみならず日本経済に与える影響は甚大であると予想されている。JETROが、在欧日系企業に行った調査によれば、在英企業では、第一にポンド安の為替リスクへの対応、第二に規制、法制度の変更への対応、第三にサプライチェーンの変更であった(図13)。

日本からEU向け直接投資の半分近くを英国向けが占めており、これまで日本企業は、英国を欧州市場へのゲートウェイとしてきた。日本政府は、日本企業に対する具体的な影響について、タスクフォースでとりまとめ、英国政府および欧州委員会に対して、離脱交渉の明確化と制度変更時の移行・周知期間の設定、現行の英国・EU間の市場の一体性の確保、自由貿易体制の維持について、離脱交渉の帰結と関係なく、これまでと同様な経済活動ができるように14項目<sup>3</sup>からなる要望事項を伝えた。

本研究では、欧州における地域統括会社の位置づけと直面する課題について検討した。しかし、今後の英国と欧州委員会との交渉経過によっては、脅威が軽減することもあり、今後の交渉経過を見守って行きたい。

## 5 まとめ

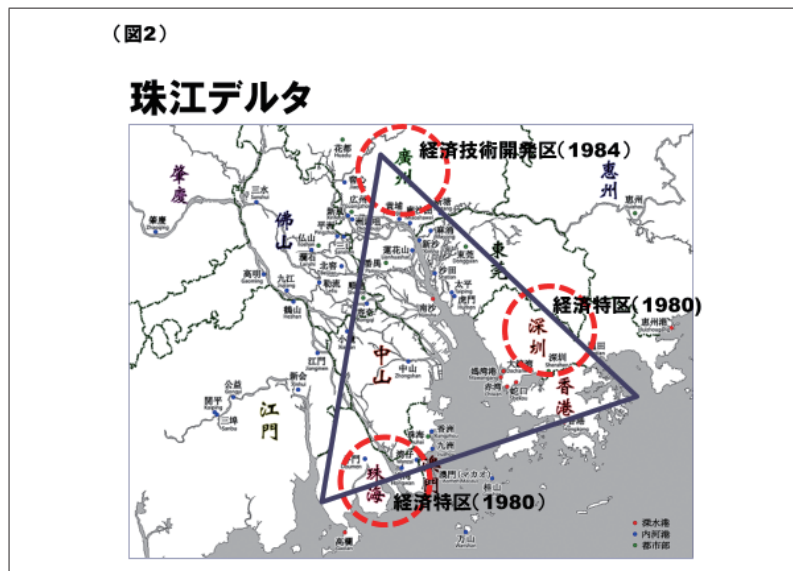
本研究においては、従来の国際経済学の先行研究に加えて、国際経営戦略の視点で北米のマキラドーラから抽出した分散生産に移行する仮説である、第一に既生産国の産業政策の変更、第二に新生産国での産業政策の強化、第三に産業における企業間競争の脅威をもたらす事業戦略の転換ないし強化、という三つの要因が同時に行われる事業環境にもとづいて、アジア地域における日系複写機・プリンタ企業、欧州地域における日系自動車企業を事例にして論証を試みた。

分散生産は、国境を越えたボーダレスな地域市場を前提としている。欧州では英国のEU離脱、さらに北米ではトランプ政権によって北米自由貿易協定(NAFTA)の再交渉が進められており、その内容次第ではこれまで進められてきた分散生産体制にとって新たな課題が想定される。本研究では、英国のEU離脱を事例として分散生産のもたらす課題を具体的な検討したが、従来にない本研究の意義として考える。

本研究は、科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)平成26年度～平成28年度課題番号26380513「国際分業行動移行期における国際経営管理の実証的研究」の研究成果である。

3 「英国およびEUへの日本からのメッセージ」(政府タスクフォース2016年9月2日)  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu\\_taskforce/pdf/message.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/euridatsu_taskforce/pdf/message.pdf)

図表資料（掲出順）



(表1)

### 複写機・プリンタ企業の新生産拠点

生産拠点	企業	稼働時期	地域	製品
ベトナム	キヤノン	2002/5	ハノイ、バクニン	レーザープリンタ
	ブラザー工業	2007/4	ハイズン省	カラー複合機
	京セラドキュメント	2012/10	ハイフォン	カラー複合機
	富士ゼロックス	2013/11	ハイフォン	カラー複合機
フィリピン	セイコーエプソン	2011/10	バタンガス州	インクジェットプリンタ
	ブラザー工業	2013/4	バタンガス州	インクジェットプリンタ
	キヤノン	2013/4	バタンガス州	レーザープリンタ
タイ	キヤノン	1990/8	アユタヤ	インクジェットプリンタ
		2011/10	ナコンラチャシマ	インクジェットプリンタ
	リコー	2009/9	ラヨン県	レーザープリンタ カラー複合機
マレーシア	コニカミノルタ	2015/5	マラッカ州	カラー複合機

資料出所: 各社の有価証券報告書および広報発表による

(表2)

## 珠江デルタの複写機・プリンタ企業

企業	設立時期	地域	製品
キャノン	1990	珠海市	レーザープリンタ
	1993	深圳市	レーザープリンタ、複合機
	2001	中山市	レーザープリンタ
リコー	1991	深圳市	複写機・複合機 レーザープリンタ
ブラザー工業	1994	深圳市	レーザープリンタ
	2002	深圳市	インクジェットプリンタ、複合機
セイコーエプソン	1995	深圳市	レーザープリンタ
富士ゼロックス	1995	深圳市	複写機・複合機 レーザープリンタ
東芝テック	2001	深圳市	レーザープリンタ 複合機
京セラドキュメント	2002	東莞市	複写機・複合機 レーザープリンタ
コニカミノルタ	2004	東莞市	複合機、デジタル印刷機

資料出所:各社の有価証券報告書

(表3)

## 中国の外資優遇政策( - 2007)

		経済特区	経済技術開発区
企業所得税	企業所得税率	15%	製造業:24% 非製造業:30%
	期間減免	製造業:経営期間10年以上の企業に対して、利益計上後の2年間免税、3年間半免(二免三減)	
	特例措置	先進技術企業:さらに3年間10%(三減) 製品輸出企業:無期限10%。	
	税額還付	利益剰余金を再投資した場合、納税額の40%を還付。	
	税額控除	配当所得から控除	
増値税	消費税	製造・営業設備、原材料、部品、輸送機器、事務用品:免税、石油等、家財道具:減免	左記に加えて、輸出用原材料等:免税
関税	製品輸出	輸出税:免税 増値税を課税するが納税額を還付。	
	国内販売	関税・増値税を課税。	

(表4)

## 中国の新税制(2008-)

		経済特区	経済技術開発区
企業所得税	企業所得税率	25% ・小規模の低利益企業:20% ・国が重点的に援助するハイテック企業:15%	
	追加控除	・新技術の研究開発費用を50%加算して追加控除。 ・障害者従業員の賃金を100%加算して追加控除。	
	加速償却	・研究開発用の機器・設備の減価償却年数の短縮。	
	税額還付	利益剰余金を再投資した場合、納税額の40%を還付。	
	税額控除	配当所得から控除	
増値税(消費税)		製品の種類により、17,13,11, 6, 0%の5段階の課税。	
関税		設備輸入は保税区、輸出加工区では関税を免除	
都市維持建設税		外資企業に適用。	
耕地占有税			

(表5)

## 中国の労働者保護政策(2008- )

従業員保護	労働契約法(2008)	労働契約の締結1年を過ぎても契約がない場合、勤続年数が10年を超えた場合、2回連続で期間のある契約を締結後、契約をさらに希望する場合、 <b>期間の定めのない雇用義務</b> 退職金の支払い義務
派遣労働者保護	労働者派遣暫定規定(2014)	全従業員の <b>10%以内</b> に抑えること ・ 同一労働同一賃金 ・ 社会保険の加入
社会保険料の負担義務	五险一金(賃金総額の30~40%)	・ 養老(年金)保険、医療保険、労災保険、出産保険、住宅積立金の負担
最低賃金制度	最低賃金規定(2004)	・ 2年ごとに最低基準を決める
紛争解決	労働紛争調停仲裁法(2008)	・ 企業内の労働紛争調停委員会 ・ 一裁終局、一裁二審の原則、 ・ 訴訟費用の負担

(表6)

## ベトナム:外資優遇政策

	ハノイ経済特区	ハイフォン経済特区
法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハイテック企業の課税所得発生以降の4年間:免税</li> <li>・ その後9年間:5%</li> <li>・ その後2年間:10%</li> <li>・ 課税所得の発生16年目以降:20%(標準法人税)</li> </ul>	
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備機器の輸入:免税</li> <li>・ ベトナムで生産できない生産用の原料、部品・半製品</li> <li>・ 研究開発に必要な設備機器、直接使用する物資:免税</li> </ul>	
その他の優遇策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人所得税を半減する。</li> </ul>	

資料出所:JETRO『ベトナム拠点設立マニュアル(2016年3月)』

(表7)

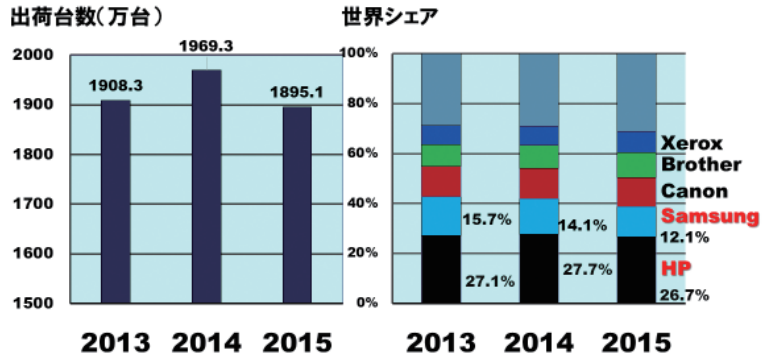
## フィリピンにおける外資優遇策

	BOI登録企業	PEZA登録企業
法人税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオニア事業:6年間免税</li> <li>・ 非バイオニア事業:4年間免税</li> <li>・ 原材料・半製品購入にかかわる税額控除</li> <li>・ 期間終了後:30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バイオニア事業:6年間免税</li> <li>・ 非バイオニア事業:4年間免税</li> <li>・ 拡大事業:3年間免税</li> <li>・ 期間終了後:営業利益に対して5%の特別所得税率を適用。</li> </ul>
関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入材料、修理部品のかかわる関税免除</li> </ul>	関税の免除
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労務費の50%の追加控除</li> </ul>	付加価値税、地方税の免除 輸出企業でも、30%まで国内販売を認める

BOI(Board of Investment)登録企業:オムニバス投資法に基づく優遇措置を受ける企業  
 PEZA登録企業:(Philippine Economic Zone Authority)経済特区法に基づく優遇措置をうける企業  
 資料出所:JETRO『J-FILE フィリピン 別添資料(2016年2月)』

(図3)

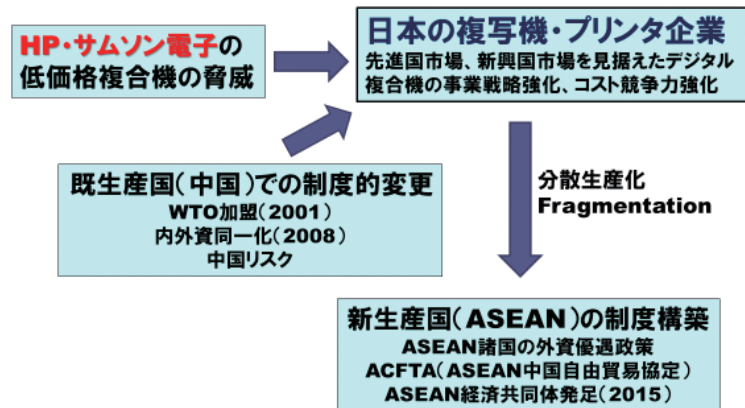
### 複写機・プリンタの世界市場



資料出所:ガートナー

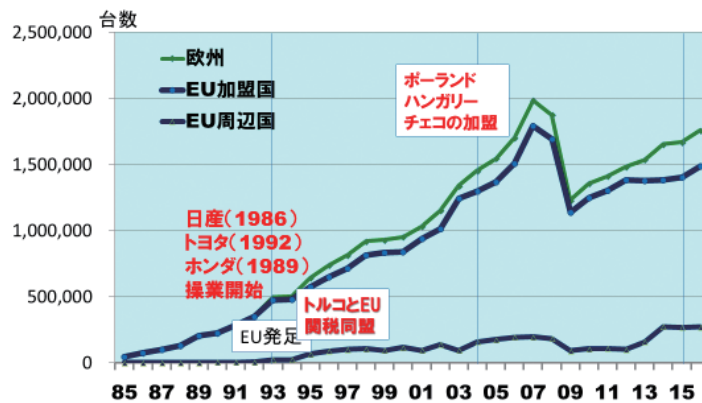
(図4)

### 分散生産の決定要因



(図5)

### 日系企業の欧州での自動車生産



資料出所:日本自動車工業会

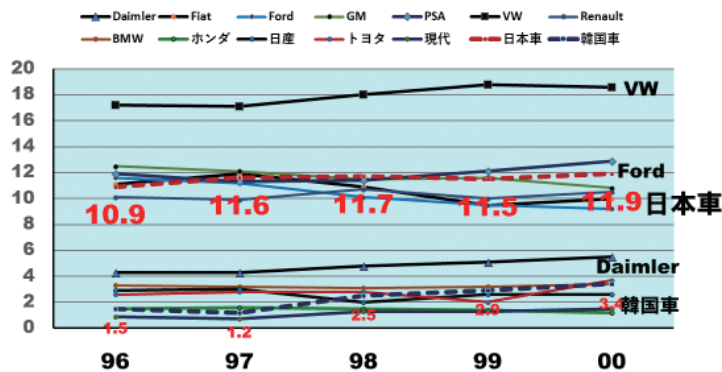
(表8)

### 欧州の日系自動車企業の地域統括会社

	設立時期	所在地	統括機能
トヨタ	1990 TMME	ベルギー	連絡機能と販売機能の統括 生産と技術開発 地域統括機能
	1998 TME	ベルギー	
	2005 TME	ベルギー	
日産	1989 NEBV	オランダ	連絡機能と地域統括機能 オペレーション支援 型式認証・品質管理の一元化 デザイン 販売・生産・戦略機能、財務機能の集中化
	2002 NESA	フランス	
	NTCE	ベルギー	
	2008 NISA	英国 スイス	
ホンダ	1991 HME	英国	管理機能 商品企画・販売機能の統括 商品企画・販売機能の統括
	1999 HME-N	ドイツ	
	HME-S	フランス	

(図6)

### 90年代後半の欧州自動車市場



資料出所：WARD's Automotive Yearbook (自動車販売登録ベース)  
 欧州市場：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国

(図7)

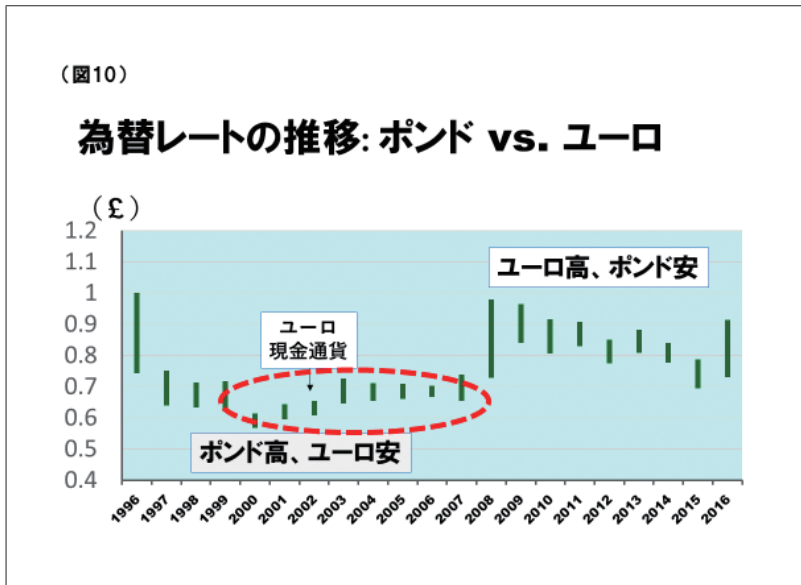
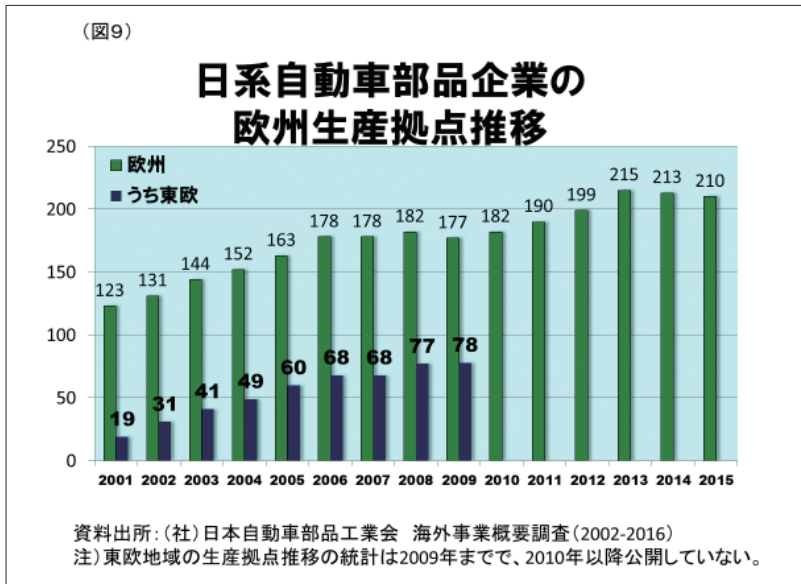
### ポーランドの外資誘致政策

1994 経済特区に関する法律  
 2002 外国投資法

- SEZを全国に14カ所指定(2004)。
- SEZでは、法人税、所得税の減免、地方税の減免措置。
- 新規雇用税額控除。

大規模投資プロジェクトへの助成  
 (雇用規模、革新的技術、環境保護)

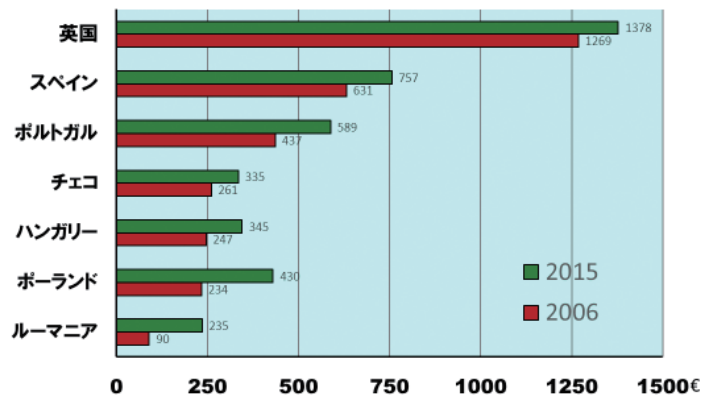






(図11)

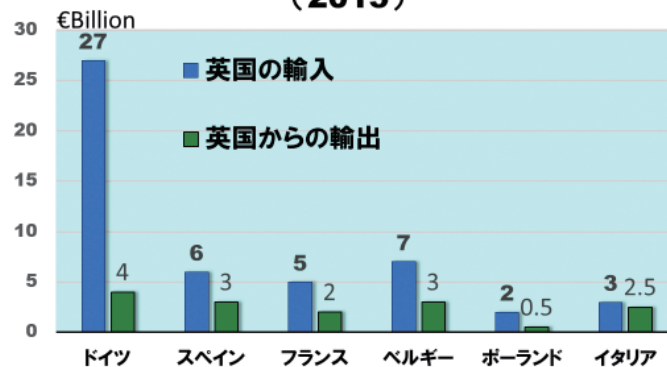
### EU諸国の賃金格差



資料出所: 労働政策研究・研修機構

(図12)

### 英国の自動車、自動車部品の輸出入 (2015)

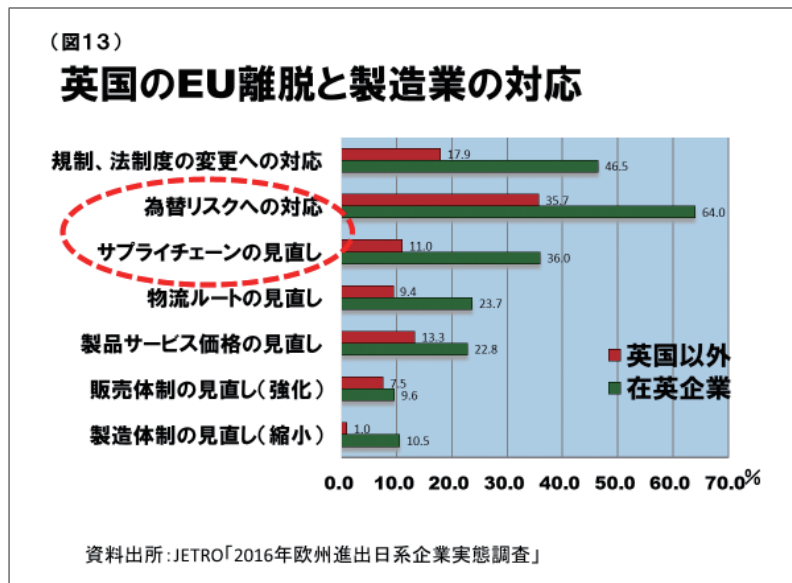


資料出所: European Automobile Manufacturers Association (ACEA)

(表9)

### 英国のEU離脱と自動車企業の課題

機能	脅威	課題
資金移動	英国からEUへの投資・資金の移動に課税等の制約	英国・EU間の資金移動の非課税措置
人事・採用	EU国籍の従業員の就労ビザや滞在手続きが必要となる	就労ビザ、滞在手続きの簡素化、技能労働者の受入れ制度
型式認証	EUと英国で認証が必要	EUでの型式認証の適用措置
購買調達	部品の輸入に関税と通関手続き(手持ち在庫の増加)	無関税、無通関手続き 通関手続きの簡素化
製造	域内原産地割合(RVC)を英国製部品への転換	英国、EU製部品に原産地を原産地として認める
リペアパーツ	輸入関税と通関手続き(英国内にパーツセンター新設)	無関税、無通関手続き
輸出	輸出での関税と通関手続き	無関税、無通関手続き
販売金融	EUでの金融機関の認定	金融機関の単一パスポート
技術開発	知的財産権の所有・理由	英国EU相互に権利維持



### 参考文献

- Deardorff, A.V. (1998) 'Fragmentation in Simple Trade Model' The University of Michigan School of Public Policy, Discussion Paper No,422
- Eisenhardt,K.M. and Martin, J.A. (2000) 'Dynamic capabilities : what are they?' Strategic Management Journal Vol.21
- Ghemawat, P. (2005) "Regional Strategies for Global Leadership" Harvard Business Review December 2005 (邦訳「グローバル競争とリージョナル戦略」Diamond ハーバード・ビジネス・レビュー2006年3月号)
- Jones, R.W. and Kierzkowski, H. (2000) 'Framework For Fragmentation' Fragmentation and International Trade, Oxford University Press
- Lall, S. et.al (2004) 'Mapping Fragmentation : Electronics and Automobiles in East Asia and Latin America' Oxford Development Studies QEHWP No.115
- Pisano, G.P. (2015) 'A Normative Theory of Dynamic Capabilities : Connecting Strategy, Know-How, and Competition' Working Paper 16-036, 2015, Harvard Business School
- Teece,D,J, Pisano,.G.P. and Shuen (1997) 'Dynamic capabilities and strategic management' Strategic Management Journal 18
- Wakasugi, R., T. Ito and A.Tomiura (2008) 'Offshoring and Trade in East Asia : A Statistical Analysis' Asian Economic Papers Vol.7. No.3
- 安室憲一 (1992) 『グローバル経営論』千倉書房
- 伊藤隆敏、深尾光洋 (2005) 「日本の産業間・産業内国際分業と対外直接投資：国内の物的・人的資本深化への影響」、Hi-Stat DP Series, No. 115.
- 木村福成 (2003) 「国際貿易理論の新たな潮流と東アジア」(開発金融研究所報14号 JICA)

- 中田亮輔（2013）「機械産業におけるフラグメンテーションの進展と貿易コスト削減への政策課題」（JICA Research Institute フィールド・レポート No. 1）
- 今井雅和、清水さゆり（2000）「グローバル企業における地域統括会社についての考察」高崎経済大学論集第43号第2号
- 英国のEU離脱に関する政府タスクフォース（2016）「英国及びEUへの日本からのメッセージ」首相官邸ホームページ
- 太田正孝（2016）『異文化マネジメントの理論と実践』同文館出版
- 公文 溥（2006）「トヨタ自動車の欧州生産事業」経済志林 法政大学経済部学会
- 高井 透（2015）「多国籍企業の組織デザイン」（諸上茂登、藤澤武史、嶋正『国際ビジネスの新機軸』同文館出版
- 高橋浩夫（1991）『グローバル経営の組織戦略』同文館
- 長谷川信次（1990）「日本企業の対応進出に関する考察」早稲田社会科学研究第41号
- 平賀英一（2007）「トヨタ自動車の海外地域会社について」東海学園大学研究紀要第12号
- 森 樹男（2014）「日系多国籍企業の欧州統括本社の現状」弘前大学経済研究第37号

# 国際会計基準 (IFRS) に係る法執行

## —英国財務報告評議会 (FRC) によるレビューを素材として—

グローバルマネジメント学部

金 賢仙

(KIM HYONSON)

---

## 1 はじめに

### 1-1 国際会計基準 (IFRS) を巡る問題点

国際的に統一された高品質な財務報告の基準を提供することを謳う国際会計基準 (International Accounting Standards, International Financial Reporting Standards。以下、IFRSという。)<sup>1</sup>を巡っては、実際の適用が進められる中で、様々な問題点が指摘されている<sup>2</sup>。問題点は、主に、次の2つの側面から整理できるものと思われる。

①各国・地域の取り入れる基準が同質のものとなっていない。IFRS財団のIAS委員会の公表するIFRSに何ら手を加えずに、自国・地域の基準として採択する (いわゆるフル・アドプション) 例は少なく、各国・地域が法制度に組み入れる際に、内容を変更したり (いわゆるエンドースメントやコンドースメント)、適用除外 (いわゆるカーブアウト) を設けたりするという状況にあり、基準そのものの内容が、IFRS導入各国・地域において、統一されているわけではない。これに呼応する形で、監査人による監査証明の範囲にも、国・地域ごとに差異が生じ得る。

②法執行 (エンフォースメント) の状況が各国・地域によって異なる。上場企業の虚偽記載に関する法制度 (特に、法令違反の際の各国・地域間の制裁の差異)、法執行体制、法執行の状況 (摘発件数や検査の頻度、態勢) が異なる。この問題は、複数の国において、EU採択版の同じ基準が採用されるEUで問題視され<sup>3</sup>、対策が採られている最中にある<sup>4</sup>。

これら問題点①、②とも、法制度との関係が深い。

---

1 IFRSの目的については、IFRS財団の定款第2条を参照。International Financial Reporting Standards Foundation, Constitution (Effective from 1 December 2018) art 2.

2 Christopher Nobes and Stephen A. Zeff, 'Have Canada, Japan and Switzerland Adopted IFRS?' (2016) No.78 Vol.26 Issue 3, Australia Accounting Review 284-290.

3 金賢仙「欧州における国際会計基準に関する法執行—金融危機後の制裁の体制の調和とESMAガイドライン—」正井章彦先生古稀祝賀『企業法の現代的課題』199-220頁 (成文堂、2015)

4 European Securities and Markets Authority (2019), Enforcement and Regulatory Activities of European Accounting Enforcers 2018 (ESMA32/63/672) paras 4-128.

## 1-2 国際会計基準（IFRS）の適用と法執行の状況

日本におけるIFRSの適用企業は増加傾向にある。2019年3月時点において、東京証券取引所上場の適用済企業は182社、同適用決定企業数は25社あり<sup>5</sup>、今後も増加が見込まれる<sup>6</sup>。

このような中で、IFRSに関係する有価証券報告書の虚偽記載等の裁判例、行政罰事例は、証券取引等監視委員会による開示の検査において、IFRS適用企業に対する自発的訂正を促した事例の中に、わずかに存在するに留まるようだ<sup>7</sup>。

他方、2005年から上場企業の連結財務諸表へのIFRSの義務的適用を開始したEU（規則第1606/1602号<sup>8</sup>による。）では、IFRSの適用に関して法執行を伴う一定数の事例（虚偽記載等）が存在しており、2018年末時点で少なくとも245件存在する<sup>9</sup>。

法執行の過程におけるIFRSの解釈のあり方と解釈権限の所在は、前述のIFRSの問題点②と関係する論点であり、金商法上の有価証券報告書の虚偽記載等、上場企業その他に対する責任追及との関係を持つことから、IFRSに関する制度の運用上、重要な意義を有するといえる。というのは、そもそも、IFRSの解釈は、国際財務報告基準財団（International Financial Reporting Standards Foundation。以下、IFRS財団という。）に設置された、基準設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board。以下、IASBという。）と解釈指針委員会（IFRS Interpretation Committee。以下、IFRICという。）が行うものとされるが、各国・地域において法執行に関する判断を行うのは、規制当局、裁判所となるためである。

このような問題意識の下、本研究においては、EUのうち、上場会社数が多く、市場規模も大きい英国において、IFRSに関する法執行の過程においてIFRSの解釈がどのように行われているのかを検討したい。検討にあたっては、まず、上場企業の財務諸表についてレビュー（検査に類似する手続）を行う権限を有する財務報告評議会（Financial Reporting

5 日本取引所グループ「IFRS適用済・適用決定会社一覧」（2019年3月4日付）<https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/>にて入手可能（2019年3月時点）。

6 金融庁「国際会計基準を巡る最近の動向」（2017年2月14日）<http://www.tachibana.or.jp/PDF/064.pdf>にて入手可能（2019年3月時点）。

7 証券取引等監視委員会事務局「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」（2016年8月）。<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20160826/01.pdf>にて入手可能。IFRSに関する自発的訂正の事例として。「V 開示検査の結果行われた自発的訂正等 … A社は、在外連結子会社が保有する複数の未上場株式会社について、国際財務報告基準（IFRS）に基づく公正価値評価損益を連結売上高に計上していたところ、当該未上場株式のうち一部の銘柄を、マルチプル法（類似企業比較法）を用いて評価するに当たり、類似企業の範囲を不合理に広く解釈した企業選定を行うなど、不適切な評価を行っていると認められたため、必要な有価証券報告書等の訂正を行うよう懇請した。」（115頁）なお、自発的訂正は、「有価証券報告書等に重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、その記載内容について訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促す」（5頁）結果、企業が行うものとされる。

8 Council Regulation 1606/2002, art 4, 2002 O. J. (L 243) 1.

9 European Securities and Markets Authority (2018), List of Decisions Published in the Extracts from the EECs's Database of Enforcement (updated October 2017) (ESMA32-63-365).

Council。以下、FRCという。)の構造、権限の根拠及びレビュー手続き等の一般的な事項を検討した後、行為監督委員会がIFRSの特定の基準への言及を行った事例を整理した上で、考察を行いたい。

## 2 英国における上場企業の財務報告の監督及びエンフォースメントの体制と特徴

### 2-1 英国における上場企業の財務報告の監督

#### 2-1-1 英国財務報告評議会 (FRC) の構造

FRCは、会社法に基づく会計基準の設定主体であり、会社法により、会計基準違反の財務報告を行った会社に対する是正勧告や裁判所の是正命令への付託権限、会計監査役・会計士団体に対する監視・監督権限等も付与されている<sup>10</sup>組織である。

FRCは、大きく分けて、①コード及び基準委員会 (Codes & Standards Committee) と②行為監督委員会 (Conduct Committee) の2つの委員会によって構成される。①には、小委員会 (sub-committee) として、監査及び証明評議会 (Audit & Assurance Committee)、企業会計報告評議会 (Corporate Reporting Council)、保険数理評議会 (Actuarial Council) が内設されている。②には、同様に、企業報告レビュー委員会 (Corporate Reporting Review Committee。以下、CRRという。)、監査の品質レビュー委員会 (Audit Quality Review Committee)、事案管理委員会 (Case Management Committee) が内設されている。②の附設組織として、財務報告レビューパネル (Financial Reporting Review Panel : FRRP。以下、FRRPという。)、裁決部門 (Tribunal) が置かれている。

これらのうち、②行為監督委員会が上場企業の財務報告についてレビュー等を行う権限を有する。

#### 2-1-2 上場企業の財務報告の監督権限の根拠

FRCの行為監督委員会は、2000年の金融サービス市場法<sup>11 12</sup>でいうパート6の諸規則 (上場規則、開示規則、目論見書規則等) の金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority。以下、FCAという。) による法執行に関して、譲渡可能な証券の発行者が、その継続的な会計書類及び報告書において、会計の要件を遵守しているかどうかを監督する者として指定されている<sup>13</sup>。

英国2006年会社法<sup>14 15</sup>第455条(1)項及び同(2)項では、国務大臣は、会社の計算書類等が会

10 川島いづみ「コーポレートガバナンス・コードと英国会社法」ビジネス法務第16巻1号(2016)107頁。

11 Financial Services and Markets Act 2000, c 8.

12 訳文については、証券経済研究所『新外国証券関係法令集イギリス 2000年金融サービス市場法』(日本証券経済研究所、2011) 1-590頁を参考とした。

13 The Supervision of Accounts and Reports (Prescribed Body) and Companies (Defective Accounts and Directors' Reports) (Authorized Person) Order 2012 (SI 2012/1439) art 4 (the Order 2012).

社法の求める会計基準に適合しているかどうか疑念のあるときに、会社に対して、通知をすることができる。会社の取締役がこれに対して十分な説明をできないとき、又は会社法又は国際会計基準規則第4条に適合した訂正を行わないときには、国務大臣は、裁判所に対して申立てを行うことができる（第455条第(4)項）。これらの国務大臣の権限は、国務大臣自体によっても行使され得るが、授権を受けた組織が行使することも可能とされている（第456条第(1)項(a)及び同(b)）。FRCの行為監督委員会は、2012年に公布された命令<sup>16</sup>により、その授権を受けている（会社法第457条(1)項、同(2)項及び同(6)項）。（なお、従前は、FRRPに権限が付与されていたが、2012年に変更された。）

FRCの行為監督委員会は、2004年会社（監査、調査およびコミュニティ企業）法<sup>17</sup>の第14条(1)項、同(5)項及び第15 E条に基づき、透明性指令第4条及び同第5条で開示が求められる定期的な会計書類（periodic accounts）のレビューを行う権限も付与されている<sup>18</sup>。

このように、FRCの行為監督委員会は、2000年の金融サービス市場法、2006年会社法、2004年会社（監査、調査およびコミュニティ企業）法による指定又は授権を受けた機関として、会社或いは証券発行体の会計書類についてレビュー等を行う権限を有する。

## 2-2 英国財務報告評議会（FRC）の行為監督委員会によるレビュー

### 2-2-1 レビュー対象の選別

FRCの行為監督委員会は、2006年会社法に係る権限を有していることから、そのレビューの対象は極めて広範に及ぶことになるが、レビューの対象の選別について一定の基準を設けており<sup>19</sup>、主には、公開会社及び大規模会社が選別される。うち、指数FTSE350の対象会社は、ローテーションでレビュー対象となる。<sup>20</sup>なお、レビュー対象となった企業のリストは、毎年、FRCのウェブサイト上で公表<sup>21</sup>される。

レビュー対象の選別の際に重視される要素としては、①特定のストレスに晒された産業

14 Companies Act 2006, c. 46.

15 訳語については、川島いづみ、中村信男「イギリス2006年会社法(1)」比較法学41巻2号（2008）362-363頁を参考とした。

16 The Order 2012, art 4.

17 いくつかの企業不祥事を受けて、企業及び資本市場への投資家の信頼を回復させるために、監査人に対する監督の独立性、財務報告に係る法執行、監査人への会社に対する調査権限の付与その他について定めたもの。多くの条文は、2006年会社法の公布施行と同時に、改正（削除）されているが、本稿で参照する14条及び15条は、現在（2019年3月時点）も効力を有する。

18 The Order 2012, art 3.

19 Financial Reporting Council (2017) *The Conduct Committee: Operating procedures for reviewing corporate reporting*, para 12 <[www.frc.org.uk/getattachment/fb5437a7-641b-4c18-b9f8-8baa7f36c7a5/Conduct-Committee-Operating-Procedures-April-2017.pdf](http://www.frc.org.uk/getattachment/fb5437a7-641b-4c18-b9f8-8baa7f36c7a5/Conduct-Committee-Operating-Procedures-April-2017.pdf)> accessed 30, March, 2019 (Operating Procedure).

20 Operating Procedure, paras 12, 13.

21 2018年のレビュー対象企業、レビューの範囲等についての一覧。Financial Reporting Council (2019) *Company Names Published in December 2018* <[/www.frc.org.uk/accountants/corporate-reporting-review/crr-reviews-of-corporate-reporting/company-names-published-in-december-2018](http://www.frc.org.uk/accountants/corporate-reporting-review/crr-reviews-of-corporate-reporting/company-names-published-in-december-2018)> accessed 30 March 2019.

セクターの会社であること、又は、②誤記載をもたらすリスクの大きい会計の問題と関係する会社であることが挙げられている。<sup>22</sup>

行為監督委員会は、公益通報先として、会社の従業員からの情報提供も受け付ける。<sup>23</sup>

## 2-2-2 段階毎のレビュー

FRCの行為監督委員会による会計書類のレビューは、対象の状況（例えば、会計基準の不順守の程度、会社側の対応、違法性の有無等）に照らして、FRC内で段階的に行われる。レビューには、FRC職員（嘱託職員、出向職員も含む）、行為監督委員会内の小委員会であるCRR、FRRPが携わる。行為監督委員会が裁判所へ申立てを行う最終段階に至るまでには、複数の段階を経ることとなっている。以下では、レビューのプロセスを段階毎（第1段階：FRC職員とCRRによるレビュー、第2段階：レビュー・グループの組成、第3段階：行為監督委員会による裁判所への申立て）に確認する。

〈第1段階：FRC職員とCRRによるレビュー<sup>24</sup>〉

- ① まず、FRCの職員が関係する会計基準への違背がないかどうかについて、財務報告書をレビューする。FRCの職員は、必要に応じて、行為監督委員会内の小委員会であるCRRと協議するほか、他の独立した意見を求めることもある。
- ② 問題がある、或いはその可能性のあるときには、CRRの委員長は、当該企業の代表に対して書簡を送り、同時に、その写しを同社の財務担当取締役及び監査委員会の代表に送付する。書簡では、問題とされている事項についての回答を求める。事案の程度によっては、電子メール、電話、面会により意思疎通がなされる。
- ③ 検討結果の内容次第で、又は企業側の説明、報告書の訂正等が行われたときには、この段階でレビューが終了する。

〈第2段階：レビュー・グループの組成<sup>25</sup>〉

- ④ 会計基準への違背が存在する、或いはその可能性があるとしてFRCの職員が判断したときには、FRC職員は、レビュー・グループを組成するようCRRに要請をする。  
ただし、2004年会社（監査、調査およびコミュニティー企業）法の目的のためにレビューされた報告書に、FCAに情報提供すべき事項が含まれているとCRRが判断した場合には、レビュー・グループを組成せずに、当該事項を行為監督委員会に報告をする。
- ⑤ レビュー・グループには、5名又はそれ以上のFRRPのメンバーのほか、通常、CRR委員会の代表と別の1名が含まれる。CRRからのメンバーはグループ全体に対して少数割合を占めるように構成される。また、通常は、会計士のほかに、弁護士が含まれ、

22 Operating Procedure, para 13.

23 Operating Procedure, para 15.

24 Operating Procedure, paras 18-21.

25 Operating Procedure, paras 22-37.



その他の専門家も含まれ得る。

- ⑥ 決議の定足数は、メンバーの少なくとも半数である。
- ⑦ 必要に応じて、レビュー対象企業とレビュー・グループのメンバーとの利益相反回避措置が採られる。
- ⑧ レビュー・グループの検討結果次第で、又は企業側の説明、報告書の訂正等が行われたときには、この段階でレビューが終了し、レビュー・グループは、CRR委員会に報告をする。
- ⑨ レビュー対象となっている企業が、2006年会社法に基づき、是正のために指摘された事項について十分な説明を行わなかった場合又は関係する報告書を会計基準の求めに従って訂正を行わない場合であって、行為監督委員会が対処すべき会計基準の違反のあるときには、レビュー・グループは、議長に宛てて書簡を作成する。当該書簡には、裁判所への申立てを行うかどうかについて行為監督委員会に照会する考えがレビュー・グループにある旨を対象企業に伝達するものとなる。
- ⑩ 企業宛の書簡では、a. レビュー・グループの見解とその理由、b. 裁判所への申立てを行うかどうかについて当該事案を行為監督委員会に照会する事についてのレビュー・グループの考え、c. 会計基準の不順守のないこと又は是正のための行動について説明をするためにレビュー・グループと面会をする最終的な機会として、14日以内の回答を求める、という内容が含まれることとなる。
- ⑪ 仮に、企業からの回答がない場合又はレビュー・グループが看過できないと判断したときには、レビュー・グループは、当該事案を行為監督委員会に報告し、その旨を当該企業の代表に通知する。

〈第3段階：行為監督委員会による裁判所への申立て<sup>26)</sup>〉

- ⑫ 行為監督委員会は、レビュー・グループによる報告を受けて、当該企業の2006年法の報告書に関して、a. 当該企業が問題点について十分な説明を行わなかったとき、又は関係する会計の求めを順守せず、求められた訂正を行わなかったとき、b. レビュー全体を勘案して、裁判所への申立てをすることが適切であると認識したときには、行為監督委員会は、裁判所への申立てを決定する。
- ⑬ FCAルールの会計の規定の適用を受ける企業の報告書に関して、CRR委員会又はレビュー・グループから報告を受けた場合において、2004年法に基づきFCAに情報を提供すべきであると判断したときには、行為監督委員会は、FCAに対してその結論を伝達しなければならない。
- ⑭ 行為監督委員会は、上記⑫又は⑬の決定をするときには、当該企業にその旨を通知しなければならない。2006年会社法に基づき裁判所への申立てを行う旨を決定したときに

---

26 Operating Procedure, paras 38-40.

は、同委員会は、例えば、FCA、健全性監督機構（Prudential Regulatory Authority）、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy and Industrial Strategy）及びロンドン証券取引所に情報を提供するほか、情報の公表を行う。

### 2-2-3 自発的訂正、協力の奨励

このように、FRCによるレビューは、大きく分けて3つの段階毎に行われるが、企業側が自発的訂正を行った場合等には、レビューは次の段階に移行せずに、終結される。FRCは、企業側による自発的訂正を奨励している。自発的訂正を行うにあたって、企業の取締役は、全面的訂正ないし報告書の再発行（reissue）又は注記による訂正を行うかを判断することとなっており、訂正方法は、FRCの監視を受ける。企業の行う訂正が、FRCと合意されたとおりに行われなかった場合には、レビューが再開される。<sup>27</sup>訂正のほかにも、問題の状況及び影響、会計情報の利用者保護の必要性、市場の誤った反応（false market operating）への対応の必要性、企業の報告書公表サイクルのタイミングを考慮した上で、例えば、訂正書を別途発行する、次の期の報告書上に追加的記載をする、という方法も採られ得る。<sup>28</sup>

レビューのほかに、行為監督委員会は、2006年会社法第459条に基づき、同法の求める会計規範の順守に懸念のあるときに、当該会社、その役員、従業員又は監査人（問題発生時点でこれらに該当していた者も含む。）に対して、文書の提出又は情報若しくは説明の提供を求める権限を有する。また、2004年法の第15B条に基づき、行為監督委員会は、FCAのルール下の会計規範の順守に懸念のあるときに、同様の権限を有する。FRCは、情報提供につき、複数の行政機関と覚書を締結している。<sup>29</sup>

## 3 事例の検討

### 3-1 抽出の方法

以下では、FRCの行為監督委員会が企業の年次報告書及び計算書類に対して行うレビューにおいて、IFRSの特定の基準への言及を行った事例を検討する（特定のIFRSの基準への言及のない事例は除外している）。事例は、行為監督委員会が授権機関となった2012年以降のものを、新しい順に整理する。

- ① スポーツ・ダイレクト・インターナショナル社（Sports Direct International PLC、2016年）<sup>30</sup>

27 Operating Procedure, para 41.

28 Operating Procedure, para 42.

29 Financial Reporting Council (2019), *Memorandum of Understanding* < [www.frc.org.uk/about-the-frc/procedures-and-policies/memorandum-of-understanding](http://www.frc.org.uk/about-the-frc/procedures-and-policies/memorandum-of-understanding) > accessed 30 March 2019.

30 Financial Reporting Council (2016), *Findings of the Financial Reporting Review Panel in respect of the accounts of Sports Direct International PLC for the year ended 26 April 2015* (PN70/16, 2016) < [www.frc.org.uk/news/december-2016/findings-of-the-financial-reporting-review-panel-I](http://www.frc.org.uk/news/december-2016/findings-of-the-financial-reporting-review-panel-I) > accessed 30 March 2019.

対象：2015年の年次報告書と会計書類

該当する会計基準：IFRS第8号 事業セグメント（パラグラフ12）

文書番号と公表日：PN70/16、2016年12月8日

概要：関係する文書の中においては、同社のスポーツ用品小売り事業に関して、支店の数、総収益、経営結果及び総利益の視点から、同社の営業の中で大きな位置づけにある海外支店の業績について言及がなされていない。業績評価指標の算定の際に、同社に12か月の間所有されていない支店が除外されている。これらの結果、2015年の主要な業績評価指標には、2014年に取得されたオーストリア及びバルト諸国に所在する支店からの業績が反映されていない。また、これらの支店の業績又はその影響について、会社の経営結果の箇所で何ら言及がなされていない。

IFRS第8号「事業セグメント」に基づき、同社の英国と海外の支店とを集約するかどうかについて、FRCと同社取締役とが協議を行った結果、同社は、海外支店についての情報を戦略報告書を含めた記述情報報告書（narrative reporting）に記載することとなった。これらの変更は、2017年以降の年次報告書及び計算書類にも反映される。

会社側のこれらの対応を経て、同社の2015年付の報告書に対して、2016年より行われたFRCによるレビューは終結した。

② ファストジェット社（Fastjet PLC、(2015年)<sup>31</sup>

対象：2013年12月31日付の年次報告書及び計算書類

該当する会計基準：IFRS第3号「企業結合」（パラグラフ7、B19、B22）、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」

文書番号と公表日：PN32/15、2015年6月2日

概要：2012年に、同社がロンロ社（Lonrho PLC）の航空事業を譲り受けた際に、ロンロ社に同社の新株を割り当てた。新株を割り当てた結果、ロンロ社による同社株式保有比率は3%から70%へと増加したが、同社は、この事業譲渡をIFRS第3号「企業結合」でいう取得（acquisition）として会計報告した。

FRCの行為監督委員会と同社との協議の後、同社は、株式保有数の増加及び株主間契約の内容によって、ロンロ社による同社の支配力が上がっていることを踏まえると、IFRS第3号「企業結合」に基づき、この取引は、逆取得（reverse acquisition）に該当し、同社を取得者ではなく、被取得者として会計報告しなければならない、という考え方を受け入れた。

結果として、のれん及び他の公正価値評価項目の調整額である45百万米ドルは認識されはならなかった、ということになる。同様に、これらの項目に関する減損も損益計算書

---

31 Financial Reporting Council (2015), *Findings of the FRC in respect of the accounts of fastjet PLC for the year ended 31 December 2013 02 June 2015* (PN 32/15, 2015) <[www.frc.org.uk/news/june-2015/findings-of-the-frc-in-respect-of-the-accounts-of](http://www.frc.org.uk/news/june-2015/findings-of-the-frc-in-respect-of-the-accounts-of)> accessed 30 March 2019.

に計上されてはならなかったということになる。それにもかかわらず、同社の連結財務諸表では、譲渡された資産及び負債が結合前の簿価で計上されていた。

上記の結論を反映するために、同社は、計算書類を訂正した。訂正の結果、のれんの価格は11百万米ドルからゼロに、税引き後損失は26百万米ドルから55百万米ドルとなった。現金への影響はない。

会社側のこれらの対応を経て、2014年より行われた同社の2013年付の報告書に対するFRCの行為監督委員会によるレビューは終結した。

### ③ クィンデル社 (Quindell PLC、2015年)<sup>32</sup>

対象：2011年12月31日付の年次報告書及び計算書類

該当する会計基準：IAS第18号「収益」（パラグラフ9、20、24）、IFRS第3号「企業結合」（パラグラフ7、51）

文書番号と公表日：PN53/15、2015年6月2日

概要：当初、2014年3月に同社の2012年の報告書が問題とされたが、2014年9月に再度、2011年の報告書にもレビュー範囲が拡大された。主に問題となったのは、請求権管理及び関係するサービスに関する収益の認識のタイミングとその価額、ミッション・キャピタル社 (Mission Capital PLC) によるクィンデル・リミティッド社 (Quindell Limited) の取得、TMC (サザン)・リミティッド社 (TMC (southern) Limited) の取得とこれに関連する取引の会計処理である。

行為監督委員会の指摘を受けて、同社は、2014年12月31日付の年次報告書と計算書類において、過年度の収益、利益、純資産の訂正を行った。

まず、請求権管理サービスの収益認識についての会計方針の変更のほか、これに関係する費用を計上した。結果、2013年の収益が109百万英ポンドのマイナスとなり、税引き後利益が130百万英ポンドのマイナスとなった。また、ミッション・キャピタル社によるクィンデル・リミティッド社の取得についての会計処理を訂正して、逆取得として処理し直した。結果、2012年と2013年の末日付でののれんと純資産額は、25百万英ポンドのマイナスとなった。さらに、2011年におけるTMC (サザン)・リミティッド社の取引についての会計処理を訂正し、結果、同年の利益額が4百万英ポンドのマイナスとなった。これにより、2012年と2013年末日での純資産額は、2百万英ポンドのマイナスとなった。

市場からの懸念とFRCからの疑義を考慮して、同社は、その他の財務報告を再検討して、訂正を行った。すべての訂正の結果、2013年の税引き後利益は、83百万英ポンドから68百万英ポンドの損失へと転じ、純資産額は、668百万英ポンドから446百万英ポンドとなった。

上記以外の訂正の可能性については、同社の取締役と監査人が引き続き調査を行い、

32 Financial Reporting Council (2015), *Quindell PLC (05 August 2015)* (PN53/15, 2015) <[www.frc.org.uk/news/august-2015/quindell-PLC](http://www.frc.org.uk/news/august-2015/quindell-PLC)> accessed 30 March 2019.

FRCと継続的に情報共有をしながら、必要な訂正を行うこととされた。

同社の取締役らが、特定された誤記載を訂正し、会計処理を訂正したことを受けて、行為監督委員会は、同社の2011年及び2012年の年次報告書と計算書類に対するレビューを終了させた。

なお、本件との関連で、同社の監査人（Arrandco Audit Ltd（旧名称は、RSM Tenon Audit Ltd.）とJeremy Filley氏）が訴追とされた<sup>33</sup>。

一連の事件の後に同社は、社名をウォッチストーン・グループ社（Watchstone Group PLC）に変更した。

④ アングロ・イースタン・プランテーションズ社（Anglo-Eastern Plantations PLC、2014年）<sup>34</sup>

対象：2010年12月31日付の年次報告書と計算書類

該当する会計基準：IAS第41号「農業」（パラグラフ12、20、25）、IFRS第13号「公正価値」文書番号と公表日：PN011/14、2014年2月28日

概要：同社の2010年の貸借対照表上、生物資源として認識されているパーム油の樹木の公正価値を付すにあたって、現在価値で算定すべき項目について簿価を用いていることが問題とされた。同社は、2010年の計算書類において、樹木について、将来的なパーム油の販売額を見積もった上で、生産のための見積原価と見積キャッシュフローの割引額とを差し引くDCF法を用いて評価した。同社は、樹木の価値を算定するにあたって、土地、パーム油の樹木及び設備の取得時以降の割合を用いて評価をした。しかし、IAS第41号「農業」によれば、この算出方法では、生物資源の公正価値を導き出すことはできない。

2012年の計算書類において、同社は、土地と生物資源とを分けて評価する方法に変更し、直近の報告で訂正を行った。土地は、市場価格を参照して評価された。パーム油の樹木の公正価値には、DCF法に類似した手法である樹木評価方法が用いられた。しかし、製造費用の見積もりのためにパーム油の樹木が植えられた土地の評価をする際に、現在価格ではなく簿価が用いられた。結果として、当該生物資源についての公正価値は、過大評価されたものとなった。

FRRPとのさらなる討議の結果、同社は、割引現在価値の算定において、土地の使用のコストを見積るにあたって現在市場価額を用いた。この内容は、第2の訂正として公表され、結果、2012年12月付の生物資源の価額は、37百万ドル減額されて、245百万ドルから208百万ドルとなった。2012年12月31日付の税引後利益は、1.6百万ドル減額された。現金

---

33 Financial Reporting Council (2018), *Sanctions in relation to the audit of Quindell Ltd (23 January 2018)* (PN1/18, 2018) < [www.frc.org.uk/news/january-2018-\(1\)/sanctions-in-relation-to-the-audit-of-quindell-ltd](http://www.frc.org.uk/news/january-2018-(1)/sanctions-in-relation-to-the-audit-of-quindell-ltd) > accessed 30 March 2019.

34 Financial Reporting Council (2014), *Findings of the FRC in respect of the accounts of Anglo-Eastern Plantations PLC for the year ended 31 December 2010 (28 February 2014)* (PN011/14, 2014) < [www.frc.org.uk/news/february-2014/findings-of-the-frc-in-respect-of-the-accounts-of](http://www.frc.org.uk/news/february-2014/findings-of-the-frc-in-respect-of-the-accounts-of) > accessed 30 March 2019.

への影響はない。

会社側のこれらの対応を経て、同社の2010年12月31日付の報告書に対して、2011年より行われたFRCの行為監督委員会によるレビューは終結した。

### 3-2 小括—FRC行為監督委員会レビューとIFRSの解釈

上記の事例から見て取れることとして、FRCの行為監督委員会は、上場企業の年次報告書と計算書類のレビューを行う中で、当該企業がIFRSの求める会計処理をしていない場合には、その旨を指摘し、是正を求めている。つまり、FRCがIFRSの適用及び順守状況の判断を具体的に行っているということが出来る。なお、前節（3-1）では、2000年金融サービス市場法、2006年会社法等の法令による権限の授権先がFRPPから行為監督委員会に変更された後（本稿2-1-2参照。）の事例を挙げたが、それ以前にも、同様の事例が一定数蓄積されている<sup>35</sup>。これら過去の事例も含めて確認した中では、計算書類等のレビューにおいてIFRSに関する問題点を会社に指摘する際に、FRCの見解がIASB又はIFRICと異なる旨（或いはIASB及びIFRICとは別の独自の解釈）を明示的に示す事例は、これまでのところ、見当たらない。こういった点からは、FRCは、基本的に、IASB又はIFRICの示す基準書及び解釈指針を用いてIFRSの適用と法執行に関する判断を行っているものとみることができそう（なお、FRCは、蓄積したレビューを通して抽出した、共通の問題となり得るIFRSの特定の基準の適用に関して、適用時に注意すべき点等の解説<sup>36</sup>を複数公表している。）

他方で、適用と判断の場面ではIASB及びIFRICの基準書及び解釈指針を用いるのと同時に、FRCは、様々な形で、IASB又はIFRICによる基準書及び解釈指針の内容に対してコミット<sup>37</sup>をしている。基準及び解釈指針の設定の段階において、IFRSに一定の影響を及ぼしているからこそ、個々の事例への法執行の場面でのIASBとFRCとの見解の乖離等が生

35 例えば、ペンドラゴン社 (Pendragon PLC、FRPP PN 005、2012年)、リオ・ティント社 (Rio Tinto PLC、FRPP PN 131、2011年)、ホット・トゥナ社 (Hot Tuna (International) PLC、FRPP PN 129、2010年)、セイビアン・テクノロジー・グループ (Sabien Technology Group PLC、FRPP PN 127、2010年)、ブリューウィン・ドルフィン・ホールディングズ社 (Brewin Dolphin Holdings PLC、FRPP PN 121、2009年)、スーパーカート社 (Supercart PLC、PN 120、2009年)、WHスミス社 (WH Smith PLC、FRPP PN 089、2013年)、ウィルミントン・グループ社 (Wilmington Group PLC、FRPP PN 114、2008年)、インベストメント・カンパニー社 (Investment Company PLC、FRPP PN 113、2008年)、グレインジャー・トラスト社 (Grainger Trust PLC、FRPP PN 107、2007年) 等。

36 Financial Reporting Council (2018), *FRC publishes thematic review findings of IFRS 9 and IFRS 15 company disclosures 05 November 2018* < [www.frc.org.uk/news/november-2018/frc-publishes-thematic-review-findings-of-ifs-9-a](http://www.frc.org.uk/news/november-2018/frc-publishes-thematic-review-findings-of-ifs-9-a) > accessed 30 March 2019.

37 FRCが直接IASB及びIFRICに対して対応 (IASBのディスカッション・ペーパーへの回答等) をするケース、欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group) でのIFRSに関する議論において対応をするケース等、様々な形でコミットがなされている。なお、2018年における取組みについて。Financial Reporting Council (2019), *FRC Responses to External Consultations 2018*. < [www.frc.org.uk/about-the-frc/frc-responses-to-external-consultations/frc-responses-to-external-consultations-2018](http://www.frc.org.uk/about-the-frc/frc-responses-to-external-consultations/frc-responses-to-external-consultations-2018) > accessed 30 March 2019.

じにくくなっているものとも考えられる。

なお、日本においてIFRSの任意適用を開始した企業を対象にしたレポート<sup>38</sup>によれば、(法執行の場面ではなく)企業による適用及び監査の段階でIFRSの解釈について、企業と監査人間或いは監査人間での見解の相違等<sup>39</sup>が指摘されており、IFRSの解釈という問題は、法執行という局面のみならず、いわば裾野となる監査実務のレベルでも課題となっているものと見ることができる。

### 3-3 (補足) 英国のEU離脱 (Brexit) 後におけるIFRSの扱い

本稿の主題からは少し離れるが、IFRSに係る法執行と関係するため、本節では、英国のEU離脱 (Brexit) 後のIFRSについて、若干の整理を行う。

EUを離脱後、英国がIFRSをどう扱うかについては、かねてより英国内において様々な議論<sup>40</sup>がなされてきた。離脱後の英国には、いくつかの選択肢<sup>41</sup>があったが、現時点での結論としては、EUと歩調を合わせつつも、基準の採択の権限を自国に留保するという方向性での制度設計が進められている。

制度設計の具体的内容は、離脱の日 (exit day) に部分施行される、2019年の国際会計基準及び欧州の公開有限責任会社 (訂正等) (欧州連盟離脱) 規則 (International Accounting Standards and European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019。以下、『2019年EU離脱規則』という。)<sup>42</sup>において、明らかにされている。

「2019年EU離脱規則」では、①離脱日前までにEUで採択された (adopted for) 基準を離脱日の時点での英国採択の国際会計基準とすること (第4条)、②2006年英国会社法第

38 金融庁「IFRS適用レポート (2015年4月15日)」61-63頁。https://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1/01.pdfにて入手可能 (2019年3月30日時点)。

39 「IFRS適用レポート」によれば、IFRS適用企業から「監査法人が自己の内部マニュアルに基づいて形式的な解釈を行う。日本の監査法人で結論が出せない場合には、海外提携先の監査法人の本部に照会するため、結論が出るまでに時間がかかる。日本の監査法人による見解と海外子会社の監査を担当している海外提携先の監査法人による見解が異なる。監査法人間で解釈が異なる。」とのコメントがあった。金融庁・注 (38) 61頁。

40 The Institute of Chartered Accountants in England and Wales, 'Brexit Implications for Financial Reporting' (2017) 12-19 < www.icaew.com/-/media/corporate/files/technical/financial-reporting/information-for-better-markets/brexit-implications-for-financial-reporting.ashx > accessed 30 March 2019.

41 イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (The Institute of Chartered Accountants in England and Wales : ICAEW) によれば、英国が採り得る選択肢には次の3つがあった。①EU採択のIFRSを英国の上場企業に引き続き適用するとともに、英国がEFRAGの審議に参加し、EUのエンドースメントの結果を受け入れる。②英国の上場企業には、IASBが公表したままの基準を適用し、英国の当局は何ら関与しない。③英国独自のエンドースメント体制を導入するとともに、英国独自のエンドースメントの判断基準を設ける。The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (n 38) 12-14.

42 The International Accounting Standards and European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019 (SI 2019/685). 同規則公布時の解説文書。Explanatory Memorandum to the International Accounting Standards and European Public Limited-Liability Company (Amendment etc.) (EU Exit) Regulation 2019.

403条(1)項でいう英国の採択する国際会計基準（UK-adopted international accounting standards）については、国務大臣（Secretary of State）が責任を負うこと（第5条、第6条）、③英国による基準採択の判断基準（第7条）、④基準採択時の利害関係者との協議（consultation）の義務付け（第8条）、⑤国務大臣の機能（functions）の委任及び委任先となる会計基準採択主体に係る規則の制定権限（第13条）等が定められている。上記の内容は、EU離脱の日（exit day）に施行されることとなっている（第1条）。

注目すべきは、EU離脱後の英国独自の新たな国際会計基準採択主体（上記⑤）であるが、同主体への国務大臣からの権限委任については、別途、国務大臣からの権限委任等に関する規則等（delegation regulations）が制定されることとなっているほか、採択主体そのものの始動は2019年内と示されている。

本規則の発効と同時に、2006年英国会社法が改正されることとなっており（草案の附則1（SCHEDULE1））、これには、国際会計基準に関する条文の文言の調整（『international accounting standards』を『UK-adopted international accounting standards』に置換え等）等が含まれる。

## 4 むすびに

本稿では、IFRSを巡るいくつかの問題点（1-1）のうち、法執行の過程におけるIFRSの解釈のあり方と解釈権限の所在について考察するために、既に一定に事例のある英国の状況について検討した。英国では、2000年金融サービス市場法、2004年会社（監査、調査およびコミュニティー企業）法、2006年会社法による指定又は授權に基づき、FRCの行為監督委員会が上場企業の年次報告書及び計算書類についてレビューを行っており、同委員会は、所定の要件を満たした場合には、レビューの結果につき、FCAに情報提供をし、又は裁判所への申立てを行う権限を有する（2-1）。FRC及び行為監督委員会によるレビューは、事案の程度に照らして段階的に行われ、必要に応じて、レビュー・グループが組成される（2-2-1、2-2-2）。FRCは、レビューを行う一方で、企業側の自発的訂正、FRCへの協力を奨励しており、事例（3-1）に見られるように、FRCの指摘を元に、企業が自発的に書類を訂正した場合には、レビューが終結することとなる（他の法令違反のある場合には、別途、該当する手続きが開始される）。本稿で検討したIFRSの適用に関してFRCが企業に問題点の指摘をしたレビューの事例では、IFRSに関する問題点を会社に指摘する際に、FRCの見解がIASB又はIFRICと異なる旨（或いはIASB及びIFRICとは別の独自の解釈）を明示的に示す事例は、これまでのところ、見当たらない。こういった点から、FRCは、基本的に、IASB又はIFRICの示す基準書及び解釈指針を用いてIFRSの適用と法執行に関する判断を行っているものとみることができる。他方で、FRCは、様々な形で、IASB又はIFRICによる基準書及び解釈指針の内容に対してコミットをしている。基準及び解釈指針の設定の段階において、IFRSに一定の影響を及ぼしているからこそ、個々の事例への法執行の場面でのIASBとFRCとの見解の乖離等が生じにく



くなっているものとも考えられる。

日本では、本稿の冒頭で確認したとおり、IFRSに関する法執行の事例は現時点では僅少であるが、既に任意での適用を開始した企業は一定数存在している。IFRSの任意適用を開始した企業を対象にした調査によれば、(法執行の場面ではなく)企業による適用及び監査の段階でのIFRSの解釈について、企業と監査人間或いは監査人間での見解の相違のあること等が指摘されている(3-3)。IFRSの解釈という問題は、法執行のレベルのみならず、実務レベルからの課題と捉えることができ、本稿で検討した英国の例は、示唆に富むものと思われる。

\* 本稿は、公益財団法人 石井記念証券研究振興財団 研究助成の「国際会計基準に関する法の適用と執行に関する比較法研究」の研究成果である。

# 諏訪藩の鷹匠に伝来した鷹書（新出資料）について

— 鷹和歌の記載を中心に —

グローバルマネジメント学部

二本松泰子

## 《要旨》

わが国における中世期〜近世期の鷹狩りは、もっぱら武士たちによって実施された。そのため、当時の鷹狩りは武家文化の一種と見做すことができるものである。本稿では、このような武家文化としての鷹狩りの実像を理解するために、鷹書と称される鷹狩りのテキストについて注目した。すなわち、近世期に代々諏訪藩の鷹匠を務めた岡村氏に伝来した鷹書（新出資料）について取り上げ、それに引用される『後京極殿鷹三百首』『慈鎮和尚鷹百首』の本文を紹介しつつ、群書類従所収の当該書の本文との比較を通してその特徴を考察した。その結果、岡村氏の鷹書に見える鷹和歌は恣意的な要素が強く、鷹匠にとって鷹和歌集の伝来は本文があまり重視されない形骸化したものであることが確認できた。また、鷹匠を介して鷹和歌集のテキストが伝播す

る新たな一事例を示すこともできた。

## はじめに

わが国における放鷹の歴史は古く、古墳時代にはすでに鷹狩りが普及していたとされる。その長きにわたる伝統において、鷹狩りを実施する主催者や目的は時代ごとに変遷する。たとえば、平安時代においては、野行幸がたびたび催されたほか、正月の大臣家大饗で御鷹飼渡が実施されるなど、天皇や貴族たちが儀礼的な要素を持つ鷹狩りを行っていた。一方、鎌倉・室町時代以降になると、鷹狩りに従事するのはもっぱら武士となる。彼らの鷹狩りはそれまでの儀礼的なものとは異なり、技芸の一種として発展した。その結果、中世以降における武家流の鷹狩りには、それに伴う文化事象が多彩に発生する。中近世

期における鷹狩りは、武家文化の一環として盛んになった。

本稿では、このような中近世期に隆盛した武家流の放鷹文化にまつわる事象のうち、鷹書と称する鷹狩りの伝書に注目する。鷹書とは、鷹に関する説話・縁起等の物語伝承や、鷹狩りについての実技的な知識等を記載した書物のことである。これらのテキスト類が、当時の放鷹文化の粹を表象したものであることは、すでにこれまでの拙論においてたびたび言及してきた(注1)。その成果を踏まえて、本稿では、中近世期の鷹狩りの主流を担った武家の鷹匠の存在に特に注目し、彼らに伝来した鷹書の記載内容について考察する。具体的には、近世期の諏訪藩に仕えた鷹匠の岡村氏に伝来した新出のテキストについて取り上げ、本文を紹介しつつ、その特徴を明らかにする。それによって、当時の武家文化としての鷹狩りの実像を探る手掛かりのひとつを提示したい。

### (一) 岡村氏の鷹書―鷹和歌その①―

先述のように、本稿において取り上げる鷹書は、諏訪藩の鷹匠を世襲した岡村氏伝来のテキストである。同氏が諏訪藩の鷹匠を勤めたことが確認できるのは、第四代藩主の諏訪忠虎・第五代藩主の諏訪忠林の治世の頃から幕末に至るまでである(注2)。稿者は、二〇一八年の十一月に当家の最後のご当主に当たる岡村知能氏のご厚意により、同家に伝わる鷹匠文書(「鷹日記」十冊及び鷹書二冊)を閲覧・調査させていただく機会を得た。それらのすべての書誌についてはすでに別稿において報告した(注3)。さらに、それらの鷹匠文書に含まれ

る二冊の鷹書のうち、より文芸的な言説を多く記載する方のテキストを取り上げ、その叙述内容についても検討し、報告した(注4)。本稿においても引き続き同じテキストについても考察を進める。まずは、別稿に挙げた報告と重複するが、当該テキストの書誌を左記に掲出する。

『諏方流鷹書』(外題)：改装(もともとの冊子の外側に別紙の表紙有り)。縦28・2<sup>センチ</sup>×横19・8<sup>センチ</sup>。外側の表紙中央に「諏方流鷹書」(ウチツケ書き)、内表紙中央に「諏方流故竹鷹秘書」(ウチツケ書き)、一丁表冒頭に「諏方流故竹書」(巻首題)。外側の表紙見返しに「鷹ノ流キ／鷹左右<sup>流</sup>調方／鷹成<sup>下流</sup>／鷹翁<sup>行平</sup>／鷹常<sup>宮流</sup>流／鷹生<sup>流根津</sup>」。袋綴。全三十二丁。外側の裏表紙見返しに「親子兄弟タリトモカタク貸事／無用ニ可致候也 岡村氏」、内側の裏表紙見返しに「右此書鷹之秘書タリ／不可有他見者也但／親子タリトモ スカサル人者尚又／一見無用也／岡村氏久敷」。

また、当該書における半葉ごとの行数及び文体の体裁は以下の(i)～(v)の項目に分けられる。さらには、そのような書誌的な表記の相違に対応して内容も異なっていることから、下記の項目において、《》内に該当する叙述内容の概略を示す。

- (i) 一丁表～八丁表 〓 半葉十行、漢字平仮名交じり文。《鷹説話》
- (ii) 八丁裏～十丁表二行目 〓 半葉九行～十一行、漢字平仮名交じり

文。《鷹の尾の名について、鷹の指の名・毛の名・符の名について、家を出る時の呪文・口餌をひかすときの哥・鈴さす時の哥について》

(iii) 十丁表三行目〜十四丁裏 〓 図解、漢字平仮名交じり文。《鳥柴と贅懸けの方法についての図解》

(iv) 十五丁表〜十八丁裏 〓 半葉八行〜十行、漢字カタカナ交じり文。

《鷹の葉の処方》

(v) 十九丁表〜三十丁裏 〓 半葉十行〜十三行、漢字平仮名交じり文。

《鷹和歌（『後京極殿鷹三百首』『慈鎮和尚鷹百首』より引用）》

以上のうち、(i)〜(iv)の叙述内容については、他の鷹書において類似する記述が確認できることを先述の報告において指摘した(注5)。本稿では、残りの(v)十九丁表(十八丁裏九行目)〜三十丁裏に見える鷹和歌の部分について取り上げる。当該部分は、【前半】 〓 十八丁裏九行目〜二十七丁表四行目と【後半】 〓 二十七丁表五行目〜三十丁裏十二行目に分けられ、それぞれ異なる鷹和歌集から引用している。すなわち、前半部分は『後京極殿鷹三百首』、後半は『慈鎮和尚鷹百首』から引用された本文となっているのである。なお、「後京極殿」は九条兼実の次男である摂政藤原良経、「慈鎮和尚」は、同じく九条兼実の弟の天台座主慈円のことである。

まずは【前半】の『後京極殿鷹三百首』からの引用部分について検討する。『後京極殿鷹三百首』については、遠藤和夫(注6)や山本一(注7)などによる先行研究があり、当該の鷹和歌集には多数の伝

本が現存していることが報告されている。ここでは、多数ある伝本の中から相対的に早くから知られた群書類従所収本の本文を取り上げ、岡村氏の鷹書に見える当該本文と比較してその特徴を確認する。以下に両書における当該本文の対照表を挙げる。

歌順	岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』	歌順	群書類従第十九輯所収『後京極殿鷹三百首』
1	立春のあしたの山を誦れは雪間も遠くかへる白鷹／	(1)	立春のあしたの山をなかわれは雪まも遠く出る白鷹
2	春草を分入羽風青ければ鷹ともしらすたゝぬ村鳥／	(2)	春草にわけ入羽色青ければ鷹ともしらすたゝぬ村鳥
3	なかめやる花の梢にゐる鷹は木の本ふしの鳥や知らん／	(3)	なかめやる花の梢にゐるたかはこのもとふしの鳥やしるらん
4	梅かえの羽風もしるく匂ひきて霞を渡る墅邊の白鷹／	(4)	梅枝のはかせもしるく匂ひきて霞をわたる野へのはしたか
5	しのふなりもしすり草を分まるとひ雲雀狩立墅邊の鶉／	(5)	信夫なるもちすり草をわけ迷ひ雲雀かりたつへのはいたか
6	はなれえぬともすり草をはひ鷹の人やりならず分テ入レ／	(6)	離れえぬもちすり草をはい鷹の人やりならずわけてこそいれ
7	雉子鳴涙のつゝらゝ解そめて	(7)	雉子なく涙のつゝらゝ解そめて

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	
とをにみつあまるをほめよ箸	霞して野山を分てはし鷹のいかなる梢尋ゆくらん／	下萌の田つらの草を摘持て虫さす鷹の羽をや洗ハむ／	羽競の鷹の心のたけきをはいかなる鳥の恨はつらん／	けふことに山とひ越て箸鷹のかすむ末野に日数をも／ふる	鼻氣ある鷹とおもはし下落の葉の草の匂ひきかせよ／	鷹より早く犬をやるへし／	胸氣ある鷹の心の知たくハ鏡に息をかすませて見よ／	とても身のかるましきを鳴雉子の鷹入山に草隠して／	董咲野にハ雉子の又鳴て鷹の餌聲を恨こそすれ／	けふ睦月なかはになれは荒鷹の山飛越て古巢にそ／いる／	鷹のたけき心の春にそ／ありけり／	山路も遠く出るハし鷹／
(18)	(17)	(16)	(15)	(14)		(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	
十に三つあまるをほめよ箸鷹	霞しく野山をわけてはし鷹のいかなる梢たつね行らん	下もえの田つらの草をつみもちてむしさす鷹の羽をや洗はん	羽くらへの鷹の心のたけきをはいかなる鳥の恨はつらん	けふことに山飛こえてはしたかの霞む末野に日数をそふる		かすむ野にふかく入さの鳥あらは鷹より早く犬をやるへし	とうけある鷹の心をしりたくは鏡に息を霞ませてみよ	とてもまたのかれましきとなしく雉子の鷹飛山の草のかけふし	すみれさく野には雉子の朝鳴て鷹のゑこえを恨こそすれ	けふ睦月なかはになれはあら鷹の山飛こえて古すにそいる	岡のへにひとり放れて飛たかのたけき心の春にそ有ける	山路をとをく出るはし鷹

	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	
	身のしゝのつまるとみえは箸鷹のやき白灰の湯をそゝ／くへし／	とふ鷹の羽風もよハくかすみきて野への一木の立もはなれす／	茜さす春の日影の静けきに雲より上を鷹のとふる／	鷹の飛夕山からす巢を出てわらふ心もうきをやハ／しる／	山水の霞むなかれとる落ていかなる空に鷹の飛らむ／	箸鷹のなら尾なら柴霞む日も身を置かねて雉子鳴也／	さ衣の上も静にかすむ日はすゑこそ出れ野邊の箸鷹／	手はなちの鷹の心を春かけてまけかち覚えよくや／つかはん／	箸鷹の霞のうちに声たてゝいかなる鳥のゆかけ／みる覽／	つゝし咲岩もと小菅かりくらつかるゝ鷹のかへるさの山／	鷹のなるもふかわる習とをしれ	鷹の尾の上霞む夕暮の山／
	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)
箸鷹のよゐの毛なみの霞こそ	身のしゝのつまるとみえは箸鷹のやきしら灰のゆをそゝ／くへし	とふ鷹のはかせによはく霞きて野への一木を立もはなれす	あかねさす春の日かけの静けきに雲より上を鷹の飛聲	鷹の飛ゆふ山からす巢を出てわらふ心やうきをしるらん	山水のかすむ流にかけおちていかなる空に鷹のとふらん	箸鷹のならをならし羽かすむ日はみを置かねて雉子鳴也	小衣の上毛しつかにかすむ日はすへこそ出れ野へのはし鷹	たはなしの鷹の心を春かけてまけかち覚えよくやつかはん	箸鷹の霞の中に聲たてゝいかなる鳥のゆかけみるらん	つゝし咲岩もと小菅かりくらつかるゝ鳥のかへるさの山	なるもふかはるならひとをしれ	の尾上にかすむ夕くれの山

38	37					36	35	34	33	32	31	
村雨の跡に一むら霞落てかす	霞して夕の空のとまり山明行 袖にすへるはし鷹／					長閑なる日を比そとてはし鷹 の雲より高き梢にや飛／	降雪に春の鷗を狩暮しおと ろ柏に鷹やぬからむ／	箬鷹の身よりも見えすふか雪 のはる野にあさく人の出たる	ゆなし毛のかひなからんや箬 鷹の霞める野へを飛そ／兼た る／	引とむる鷹のせき緒の永き日 に又くりかへし野にも出ぬる	霞して山路に鳥のふすならば 先鷹犬の手縄放せよ／	
(42)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	
村雨に跡の一村露置てかすむ	霞しく夕の雲のとまり山明行 袖にすゆるはしたか	哀にも小鳥村鳥聲々に春の末 のにたかいとふらん	鷹かける苗代垣のかけよりも あまた小鳥の忍ひ音になく	下もえの草のは山に分入て小 鳥なやます箬鷹の聲	春雨にぬるゝ翅をほしかねて 梢にひとりゐたるはしたか	長閑なる日をならふとて箬鷹 の雲より高き梢にやとふ	ふる雪に春のしとゝをかりく らしおとろか下に鷹や入らん	箬たかのみよりもみえす春の 雪ふるにも野にそ人の出たる	ゆるし毛のかいなきからに箬 鷹の霞のゝへをとひそかねた る	引とむる鷹のせきをの永き日 に猶くりかへし野にそ出ぬる	霞しく山路に鳥のふすならば 先鷹犬の手綱ゆるせよ	ないしよ有へきならひ也けり

3	2	1		46	45	44	43	42	41	40	39	
鳥屋鷹のおとしかねたる毛の あらハまとをにゑかふ習とを	茂る葉の木陰に鷹やかくるら む嶺に鳥のあまた鳴聲／	行雲に鷹の巢山やかくるらん しらぬ小鳥の麓にそ鳴／	夏 五十首	たつ春の名残も見ゑて箬鷹の 飛るよハく林にそいる／	浪の上に誰かはし鷹を居ぬれ は須戸の浦けに通ふ鈴舟／	下水にうつろふ影も霞けり高 き梢のはし鷹のこゑ／	とりわたす桃の盃めくるまに それ引鷹に置ゑ見せなん／	早蕨の手をあくるまにそれ行 か山忘れぬあら鷹そかし／	はとひなき鷹のたもとを立は なれ雲雀や空に舞あかる／ら ん／	つみとかもあらしとそ思ふ箬 鷹をかすめる野へに居出す／ こゑ／	入相の鐘母のとかに聞ゆれば かへさに成ぬ野邊の鷹飼／	む上尾やおもきはし／鷹／
(3)	(2)	(1)		(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	
とや鷹の落しかねたる羽のあ らはまとをに餌かふ習とをし	茂る葉の木陰に鷹やかくるら ん峯に鳥のあまた鳴聲	行雲に鷹の巢山や出ぬらんし らぬ小鳥の麓にそなく	夏部五十首	たつ春の名残をみせて箬鷹の 飛かけよハく林にそいる	浪の上に誰はしたかをすへぬ らんすまの浦はに聞ゆ鈴舟	下水にうつろふ影も霞けり高 き梢のはしたかのこゑ	とりわたすもゝの盃めくるま にそれ行鷹はをきゑみせなむ	さわらひの手をあくるまにそ れ行は山わすれせぬ新鷹そか し	羽とひなき鷹の袂を立のかれ ひはりや空に舞あかるらん	つみにしもあらしとそおもふ 箬鷹をかすめる野へに居る心 は	入相の鐘も長閑に聞ゆればか へさにそなる野邊の鷹飼	尾上やおもき箬鷹

14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	
橘の身よりの毛色かはるこそ 名の有鷹のしるし也けり／	梅の雨に立さはきぬるはした かは梢のいつく求め行らん／	ねり雲雀また立かねてはひ鷹 の草の上行鈴のをとかな／	滋 <small>シ</small> りぬる山飛越 <small>ト</small> て箸鷹の夏 野に深く声そきこゆる／	つちゑをハ度々 <small>ド</small> にかさねて鳥 屋鷹に飼とも鳥の一たひとし れ／	とふ影のよハく見えれは鳥 屋鷹の落し兼たる尾の毛を ハしれ／	大鷹の心をとやに習ハしてよ き餌を求め常にかふへし／	箸鷹のたけき心を鳥やの内 飼馴てこそ思ひ知るれ／	鷹のため土餌は毒と思ひしれ 毛をまた残す鳥やの内にも	片毛より鷹の心はしられけり もろけをさまる鳥やの内哉	とや鷹のたけき心もしられけ り毛ながら飼るうちゑもそ する／	／しれ ／
(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	
橘の身よりの毛色かはるこそ 名のある鷹のしるし成けれ	梅の雨に立さはきぬるはした かはいつくの梢もとめ行らん	ねり雲雀又立かねて鶺鴒の草の 上行鈴の音かな	しけりたる山飛越てはしたか の夏野にふかく聲そ聞ゆる	土餌をは度をかさねてかふ鷹 にかふとも鳥のひとたひとし れ	飛影のよはくみえなんとや鷹 は落しかねたる尾の毛とはし れ	青鷹の心をとやにならして よきゑを求めつねにかふへし	はし鷹のたけき心もとやの内 にかひなれてこそ思ひしらす れ	鷹のために土餌は毒と思ひし れ毛をまた残すとやの内にて	かた毛より鷹の心はしられけ りもろ毛おさまるとやの内 にて	とや鷹の猛き心もしられけり けなからかへるうちゑもそあ る	れ

22	21				20	19	18	17	16	15
とや出す鷹の日よりを撰なら	ぬれやらて憚 <small>ヒ</small> の時雨の闇き日 も鷹ハ梢をわたるなりけり／				長雨の鷹の巢山にいとひかね かさして守るやかしは松のは	甲斐なるを巢守にをけハ鷹の 子の羽の上にごそ心しるらめ	むまれしハひとつなれ共鷹の 子のすもりに残す心しらすや	ふかハりの鷹と思はゝ鳥屋の 内にかりなる餌をいかふへか らすよ	鷹 夕顔の花の毛なみをまつ見せ てはやかハリふの架のあら	蚊やり火をさしてハふかくい とふへし鷹のとや有磯のとな りに
(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
鷹出す鳥屋の日よりをえらひ	ぬれやらぬ蟬のしくれのく るゝ日に鷹は林をわたる成け り	さはかしく鶺鴒の住梢見えたる は慥に鷹の巢山なるらん	山出の鷹はことりをなてしこ の花うちちらす羽風成けり	村鳥のたかのす山にしたしく て昔にかへる羽をよみるらん	長雨を鷹のす山にいとひかね てかさしとやあるかしは松の は	かひなきを巢もりにをくは鷹 の子を羽のうへに社心しるら め	生れしはひとつなれとも鷹のな をすもりに残す心しらすや	ふかはりの鷹と思はゝとやの 内に假なるゑをはかふへから すや	夕顔の花の毛なみを先みせて 毛やかはりなんほこの新鷹	蚊遣火をさらても深くいとふ へし鷹のとやある賤かとなり は

32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	
鳥や鷹の始ハ態もつよからず	餌を飼てかひなるゝとも鳥や鷹に心ゆかさぬやうに有へし	かきうすみ風をハいとひ鳥や鷹に寒きハ毛をも落し兼つゝ	餌をかふと人に馴ぬるやうにたゝ此とや鷹の垣うすくせよ	鷹の人とやけをいたくいとふ事くらくかこみし習とをしれ	鳥や鷹にさのみ犬をはこのむましたゝおのつからつかひ入なむ	もろ毛せし此鳥や鷹の手放ちに大物をたゝ心あるへし	とや鷹のさのみへるハし兼てよりよハかるへしと尾の毛をハしれ	尾毛ともに調かたきとや鷹に能多を求めつねにかふへし	調はぬ毛色を見せは鳥や鷹にぬくちもみちの鳥をかふへし	は風なきまにそひらきそむへし
(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)		(27)	(26)	
鳥屋鷹の始はわさも強からず	餌をかひて飼なるゝともとや鷹に心ゆるさぬやうに有へし	垣薄く風をはいとへとや鷹のさむきは毛をも落しかねつゝ	ゑをかはゝ人になれぬるやうにたゝ此とや鷹の垣薄くせよ	鳥屋鷹の人氣をいたく嫌ひなはくらくかこへる習とをしれ	とやの内にさのみは犬を好むまし唯をのつからつかひ入な	もろ毛する此とや鷹の手はなしに大ものをたゝ心有へし		尾毛ともにとゝのひかたき箸鷹によき多を求め常にかふへし	調はぬ毛色を見せは鳥屋鷹にぬくちもみちの鳥をかふへし	なは風なきとほそ開きそむへし

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	
鷹 土餌にハうち毛かひなく成なれば鳥のまるゑをすこせとや	夏山の茂るならしは落しかねは鳩の生餌をすこせとや鷹	箸鷹 たなさきの手さきの毛より二ツめをなそふといふハ鳥やの	うき草の其毛なみをハいひかへて神の毛とハ神の贄たか	うき草の毛ともしらすとや鷹のおち羽をとりてうハ色を見よ	夜すゑよりよくならハして鳥や鷹の心あるこそ上手なりけれ	山もとの岩もる水の清ければ空行鷹の掛そうつれる	下涼みかるへき梢鷹のゐて草深き墅に鳥のみるらん	野をかける鷹の心のたけかれは夏山ふかく鳥の鳴こゑ	とや鷹にみよりたなさきかさ切の羽をハとの毛といふへかり	よハからぬやうに習ハせて見よ
(43)	(42)	(41)	(50)	(40)	(39)	(38)	(37)	(35)	(36)	
鷹 土餌にはしゝもかひなくなるなれば鳥の丸ゑをすこせとや	夏山の茂るならしは落しかねははとの生餌をすこせとや鷹	し鷹 たなさきの手先の毛より二ツめをなさしといふはとやのは	うき草のその毛なみをはいひかへて神の毛とは神のあら鷹	うき草の毛ともしらすは鳥屋鷹の落羽をとりてうは色を見よ	夜据よりよくならはしてとや鷹の心しるこそ上手也けれ	山本の岩もる水の清ければ空行鷹のかけそうつれる	草ふかきのゝ鳥やみるらん	野をかける鷹の心のたけゝれは夏山ふかく鳥のなく聲	とや鷹にみよりたなさき風切の羽をハとの毛といふへかり	よはらぬやうにならしてみよ



5	4	3	2	1			47	46	45	44	43	
唐衣に鷹狩してかへるには露置わたるそてのうへかな	鷹にのかれぬ涙なりけり	ほのくゝと露より出るかた鶉	狩くらす鷹より後になく鶉月にねくらをたかへてもみよ	霧くらし高ねのをちをなむれハ鷹かけるらんさはくむら鳥	秋 五十種	一葉より後は梢にゐる鷹の心のまゝにわたる秋やま	紅の末つむ花の毛並みさへおとしかねたる夏のとや鷹	鳥やにかふ鷹の羽くきのかひなくハ扇の風にまかせてを見よ	御法毛の鷹の羽かひにあるなれはとやをも寺といふへかりける	こふもや心あるらん ※頭注 ：(朱)シキミ	櫛つむ法の古寺鷹の居て鳩を	生なから大物入てとやの内に鷹のせいをハつくささらなん
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)		(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	
露をきわたす袖の上哉	鷹にのかれぬ涙なるらん	つら月にねくらを尋てもみよ	霧くらし遠の高根をなむれハ鷹かけるらんさはく村鳥	秋部五十首	一葉より後は梢にゐる鷹の心のまゝにわたる秋やま	卯花のけなみもしるき箸鷹のすへて歸るそ夕暮の山	くれなるの末摘花のけなみさへ落しかねたる夏のとや鷹	鳥屋にかふ鷹の羽くきのかひなくは扇の風にまかせてもみよ	御法毛の鷹の羽かひにあるなれはとよらの寺といふへかりける	しきみつむ法の古寺鷹のゐて跡をこふもや心有覽	し	生なから大物とやの内へいれて鷹のせいはつくささらま

18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	
簪鷹のしつえにしハしかくろひて露にしたしき鶉をそ待ツ	すゝき毛に鷹 <small>ユキ</small> かへり帰るらん上見えぬ夕やまのかけ	露のほる夕の山のはし鷹ハ袖こそかしはふむ木ともなれ	柳散夕山風のふく時は鷹の心そおもひしらせん	君か御幸のあとの箸鷹	露そゝく草の花墅に分入て鶉尋る暮のはし鷹	紫の毛なみも見えぬ朝霧に誰箸鷹を居て出らん	夕されハ野に伏鶉聲たて鷹飼いそく野人のをち方	鷹飼の草深き墅に狩暮し猶鈴むしの声を社きけ	はらゝと木柴 <small>キ</small> かつちる山里に夕は鷹のわたるをそ見る	羽風をいとひてそ鳴	鈴虫の衣手さむしもろ鶉鷹の	秋の霜ふるやましるの鷹すへて虫鳴墅邊に分そ入ぬる	色かへぬ八千代の秋のしほ鷹の白玉椿習てそぬる
(17)	(16)	(15)	(14)	(13)		(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	
簪鷹のしつえにしハしかくろひて露にしたしき鶉をそ待	すゝき毛の鷹いくかへり帰るらん上色みえぬゆふの山陰	露のほる夕の山のはし鷹はそてこそかしはふむ木ともなれ	心そおもひしらるゝ	君か御幸のあとのし鷹	から枯の車のわたり草たえて	紫の毛なみもみえぬ朝霧に誰はしたかをすへて出らん	夕されは野邊に鶉の聲たえてたか飼いそく里の遠近	鷹飼の草深き野にかりくらし猶すゝむしの聲をそふらん	はらゝと木葉かつちる山里に夕へは鷹のわたるをやる	百結ひ衣手さむみもろうつら鷹のはかせをいとひてやなく	秋の霜ふるやましるのたかすへて虫なく野へに分て入哉	色かへぬ八千代の秋のしほ鷹のしら玉椿ならひてそぬる	

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19		
紅葉せし山路を出るはし鷹は	むはとやの鷹の哀世の中	菊の咲山路やよ所にかよふら	ひと夜水一夜の契はし鷹の露	内所ある鷹と思は、こつほなる水の露より身をそ、くへし	狩暮すさほ鹿ならず箸鷹の山をハなれついつち行覽	すさましき山よりをちを詠れは海こしにた、鷹そとふ也	かり金の涙の露やたまるらむ鷹の上毛の打しあるころ	露さむきあしたの山の木居鷹ハわかしめゆひし木いよりそ	はし鷹のはふさもはやく色付や秋の林をく、るはし鷹	すさましくこもつちこえの嶺よりも麓の野へに渡る箸鷹	来る秋を我物かほに箸鷹の夕の嶺に羽ならしのかけ	霧くらき鷗の草くき墅れとなく遠き山路を渡る箸鷹	
(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)		
紅葉せし山路を出るはしたか	んはとやの鷹の哀世中	菊の露山路やよ所にかよふら	一夜水一よのちきりはしたかの露のかことやかけて頼まん	ないしよある鷹と思は、うつほなる水の露にて身を濺くへし	鷹の山をはなれていつち行らん	冷しき山より遠をなむれは海つらにた、鷹そ飛なる	飛雁の涙の露やそ、くらん鷹の上毛のうちしめりぬる	露寒きあしたの山のこゝろ鷹は我しめゆひし杜よりそたつ	はしたかのはふさも早く色付や秋のはやしをくると思へは	そ麓の、へに渡るはしたか	冷しきこもつちこえの峯より	くる秋を我物かほに箸鷹の夕の峯に羽ならしのかけ	霧くらきもすの草くきそれとなくとをき山路をわたるはし鷹

42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	
露なから折つたへたる鳥柴こそ忘れぬ家の鷹飼の道	萩萩吹風に鷹渡るなり	誰か植し山のすそ墅、さ、れ	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとや待鷹の有といへはをきゑの鳩のさそ歎らん
(40)	(39)		(38)	(37)	(36)	(34)	(35)	(33)	(32)	(31)	(30)	
露なからおりつたえたるとしはこそ忘れぬ家の鷹飼の道	そよ吹風に鷹わたる也	誰うへし山の末野のさ、れ萩	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん	秋かけてとやまつ鷹の有といへは置ゑの鳩のさそ歎らん

4	3	2	1		50	49	48	47	46	45	44	43
影寒き月に夕のとまり山鷹の上毛にあらしこそふけ／	みとれせし舟の底なるから枕絶せず夢にむすふはし鷹／	浪の雪の散ぬる海に舳出してもろこしよりも渡簪鷹／	神無月ならのは山を飛越てはけしき雲に渡る簪鷹／	冬 五十種／	紅の山を出てハ簪鷹の秋の心にまかせてそとふ／	徒の咎にやならん簪鷹の狩場の秋の鳥のこゝろは／	鷹飼のうきを袂に顕して夕ハ露を置そかねたる／	露霜の林を出るはし鷹は錦を着たる姿にそ似る／	羽茎たゝよハく成せは簪鷹に虫しろ草の露やそゝかむ／	簪鷹の上毛の露を打拂ひ羽くきのよハき習をそ見る／	嵐にハ毛をもふかせし鷹かひの秋の野遠く出るなり／とも	紫の袖をもゆるせ鷹飼の露の古道せひさと思へは／
(4)	(3)	(2)	(1)		(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)
影さむき月に夕のとまり山鷹の上毛にあらし吹なり	みそれせし船のそこなる梶枕絶す夢にもむこふはしたか	波の雪に散ぬる海に舟出してもろこしよりもわたるはし鷹	神な月ならのは山を飛越てはけしき雲にわたる簪鷹	冬部五十首	紅の山を出ては簪たかの心のまゝにかけりゆくそら	いたつらのとかにかならんはしたかの狩場の秋の鳥の心は	鷹飼のうきを袂にあらはして夕は露を置そふる哉	露霜の林を出る簪たかは錦を着たる姿なりけり	羽くきたゝよはくなりせは簪鷹にむしし草の露やそゝか	簪鷹の上毛の露を打はらひ羽茎のよはきならひをやする	あらしには毛をもふかせし鷹飼の秋の末野を出るなりとも	紫の袖をもゆるせ鷹飼の露の故郷こひきと思へは

17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
甲うたふ夜半にすへうる赤鷹	庭火焼神の御前の贄鷹を居なつけんとなさする也けり／	菊衣かさぬる袖にはし鷹をすふる袂ハ霜そまかへる／	水寒き流の鴛をかりたてゝ空行鷹の心たけさよ／	ほろ／＼と木葉散くる山にこそ梢はなれて簪鷹のこゑ／	鷹のとるこふしの内のぬくめ鳥こほるつまねの情をそしる／	芹河や名のみハ雪にあらはれて鷹飼の来る道そふりたる／	簪鷹の雲にかけのを見へるからにぬす立鳥の心かしこき／	とひいか成方に鳥の立覽／	かし鳥のそふそくするも小鷹なりたゝ大物に好さらめや／	内はなる鷹の心の床しくは氷のかゝみむかへてもみよ／	百敷や大宮人の冬野にもすゑ出したる鷹の鈴音／	初雪にみえぬ鳥柴を折ることも君か御幸に馴る鷹飼／
(17)	(16)	(13)	(14)	(12)	(11)	(10)	(15)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)
星うたふ夜半に居たるあら鷹	庭火たく神の御前にはし鷹を居なつけんもさすか也けり	菊衣かさぬる袖に簪たかの居るおりこそ霜まよふなれ	水寒き流のをしをかりたちて空行鷹の心たけさよ	ほろ／＼と木葉ちりくる山にこそ梢はなれぬはしたかの聲	鷹のとるこふしの内のぬくめ鳥氷る爪根の情けをそしる	芹川や名のみは雪にあらはれて鷹飼のくる道そふりたる	はしたかの雲にかけのを見るからにぬすたつ鳥の心かしこき	居てたにしらぬ小鷹のくゑなとひいかなる方に鳥の有らんと	かし鳥の装束するは小鷹也只大物にこのまさらまし	うちはなる鷹の心の床しくは氷のかゝみむかひてもみよ	出したる鷹の鈴音	初雪にみえぬとしはを折ることも君か御幸になるゝ鷹飼

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	
雪積るひらかの鷹の猛きこそ	これ程に寒き夜比の敷をへてはとやの鷹もいかゝさかへむ	雪霜にはとやの鷹のつれなき八山に求る巢もやある	おほかたの心なりせはさむき墅に鷹かきすゑて出しとそ思ふ	箬鷹の心につれて冬枯の墅を分つこそ悲しかりけれ	箬鷹のをきゑなくす八冬の宿かまへをしつゝ待てやはみん	降つもる山路の雪にいくかへりかへれはことし帰るはし鷹	霜枯の遠山すりの箬鷹はかけ猶早くみえ渡りけり	松竹やこやすり衣重きて寒き墅面せに出る鷹飼	いつゝある位なくてハふかハりの鷹をハすへぬ冬の御かり場	しそくさすつみな夜の夜半に成ぬれはすふる鷹にて位をそしる	もちハやの袂放しかたし
(27)	(28)	(26)	(25)	(24)	(22)	(23)	(21)	(20)	(19)	(18)	
雪つもる平かの鷹のたけきこ	是程に寒きよかりの敷をへてはとやの鷹のいかゝさかへん	雪霜にはとやの鷹のつれなきは山にもとむる巢もやある	大方の心なりせは冬のゝにか引居て出しとそ思ふ	箬鷹の心につれて冬枯の野を分る社かなしかりけれ	箬鷹のをきゑならずは冬の宿かまへをしつゝ待てやはみん	降つもる山路の雪に幾かへり歸れはことし渡るはしたか	霜枯の遠山すりの箬鷹はかけなをはやくみえわたる哉	松竹をこやすり衣重ねきて寒き野もせに出る鷹かひ	五ある位ならてはふかはりのたかを居ぬは冬の御狩に	しそくさすついな夜の夜半に成ぬれは居る鷹にて位をそしる	をちはやの袂みなれえかたし

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	
箬鷹を寒き夜毎に引すゑてね	置そふる霜の白菅笠にぬふ鷹墅にハきぬ物と知へし	雪霰ふるともけふの鷹かひよあをらハきぬと思ひ知へし	降つもる雪にせき緒の跡みえて山を心の墅心の鷹	雪をかむ犬の心に鷹かひのつれてや山にまよひきぬらん	あしよわき雉子は雪に走るらむ犬はなさせて急げ鷹かひ	鷹のすむ森の梢の冬枯て鳥も隠れん方そすくなき	陰寒き雪の林にむら馬鷹飛影にとろきやする	大君の車の前をとるにハ雪にも手そへいそけたゝかひ	ふちしらふ鷹引すゑて春日墅ゝ雪にもちるや近鈴の音	とをにみつ餘る尾並の鷹すゑて出るハ位たかき人哉	冬野なるひらかの鷹の鳩に似ておやのかたきの鷲をこそ取レ	親のかたきも取へかりけれ
(38)	(40)	(39)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(29)	(30)	
箬鷹の寒き夜毎に引居てねふ	降そふる雪のしら菅笠にぬふ鷹野にはきぬ物としるへし	雪あられふるともけふの鷹飼にあをらゝきぬと思ひしるへし	降雪につもるせきをの跡みえて山をや越ん野心のたか	雪をかむ犬の心に鷹飼のつれてや山にまとひきぬらん	足よはき雉子や雪にはしるらん犬はなさせていそく鷹かひ	鷹の住もりの梢の冬枯て鳥のかくれんかたそすくなき	陰さむき雪の林のむら鳥たかとふ暮はねくらさためす	大君の車のまへを通るにはゆきにもてそへいそげ鷹飼	ふちしらふ鷹引居てかすかのゝ雪にもかるや近き鈴音	十にみつあまるをなみの鷹すへて出るは位高き人かな	冬野なるひらかの鷹の鳩に似ておやのかたきの鷲を社とれ	そ親のかたきもとるへかりけれ

50	49	48	47	46	45			44	43	42	41	
鷹たぬき春待風にあはし／と	ほうしやうの毛なみをとをす 雪にさへまけぬなりけり／	頭には小山をさゝく簪鷹の霜 鷹の心を思ひしらすハ／	風寒き日は深壁に入かたし 丸髻をかへ冬の夕暮／	水田にて取をくれなは簪鷹に の冬の水田の心しらすハ／	騎すきなる馬をはいとへ鷹飼 雪に成までたてる鈴音／	御狩せし交野、原のはし鷹ハ		冬野にも佐保の荒鷹心あれむ まれ付方山をわすれす／	冬枯の霜の林にはやふさの入 は錦をさらすにそ似る／	雪のちる鷹の置餌のからまく らもろこしよりも渡るとそ しる／	水氷る田つら成とも駒の足よ ハたは鷹を合すへからす／	／
		(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)	
		風さむき日には古野にも出か たし鷹の心を思ひしらすは	水田にてとりをくれなは簪鷹 のまろはしをかへ冬の夕くれ	気色なる馬をはいとへ鷹かひ よ冬の水田の心しらすは	御狩する交野の原のはし鷹は 雪の降まで立るすゝ音	雪の日は身に引そふる簪鷹の たなさきのはや白ふなるらん	常盤なる梢に降るうす雪の色 を移すや鷹の青ししろ	冬野にも猶あら鷹に心あれ生 れつくより山はわすれし	冬枯の霜の林にはやふさのゐ るは錦をさらすにそ似る	雪のちる鷹のをきゑのからと まりもろこしよりも渡すとそ しる	水氷る田面なり共馬のあしの 及はずは鷹あはすへからす	らはふちのかけやみせなん

そ思ふ／	終／	戀部五十首 【五十首の鷹和歌掲出】
		雑部五十首 【五十首の鷹和歌掲出】

※岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』の鷹和歌の本文については、／で改行を示した。

※岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』に見える鷹和歌の歌順は算数字のみで示し、群書類従第十九輯所収『後京極殿鷹三百首』に見えるそれは（ ）付きの算数字で示した。

右掲の対照表によると、両書においてそれぞれ対応する鷹和歌の表現にかなり異同が見られる他、いくつかの鷹和歌については歌順がずれているなどの相違点が指摘できる。また、両書とも「春」「夏」「秋」「冬」から構成されている。しかしながら、それぞれの部立てにおいて、一方のテキストに掲載されているが、もう一方には見られないという鷹和歌がいくつか確認できる。具体的には以下の通り。

① 「春」

- ・岡村氏の鷹書に見える14の鷹和歌が群書類従本には見えない。
- ・群書類従本に見える(30)(37)(38)(39)(40)の鷹和歌が岡村氏の鷹書には見えない。

② 「夏」

- ・岡村氏の鷹書に見える25の鷹和歌が群書類従本には見えない。
- ・群書類従本に見える(21)(22)(23)(49)の鷹和歌が岡村氏の鷹書に見えない。

- ③ 「秋」
- ・岡村氏の鷹書に見える1340の鷹和歌が群書類従本には見えない。
- ④ 「冬」
- ・岡村氏の鷹書に見える4950の鷹和歌が群書類従本には見えない。
- ・群書類従本(45)(46)に見える鷹和歌が岡村氏の鷹書に見えない。

このように、両書において所収されている鷹和歌の種類に異同が見えるため、左記の表のように、部立てによって歌の合計数が異なっている。

	岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』	群書類従第十九輯所収『後京極殿鷹三百首』
春	46首	50首
夏	47首	50首
秋	50首	48首
冬	50首	50首

以上のような比較的小さな異同以外に、両書にはもっと大きな相違点がある。すなわち、群書類従所収本には、右記の対照表に引用した鷹和歌以外にも「戀部」50首、「雑部」50首の合計約「三百首」の鷹和歌が掲載されているのに対して、岡村氏の鷹書は右記の約「二百首」の鷹和歌のみしか見えない。そのため、同書は冒頭に「鷹四季のうた 攝政家二百首」と記して「二百首」であることを示している

が、これまで知られている藤原良経の鷹和歌集はいずれも「三百首」のものしか確認できない(注8)。岡村氏の鷹書は、それを抄出したものであるか。いずれにせよ、岡村氏の鷹書における右掲の鷹和歌本文の典拠となった伝本は現段階で不明であるが、かなりアレンジした体裁で引用されていることが予想されよう。

(二) 岡村氏の鷹書―鷹和歌その②―

次に、【後半】の二十七丁表五行目〜三十丁裏十二行目に掲載されている鷹和歌部分について取り上げる。当該本文は「慈鎮和尚鷹百首」からの引用であることが冒頭で記されている。「慈鎮和尚鷹百首」もまた、いくつかの伝本が現存していることが確認できる(注9)が、ここでもやはり早くから知られていた群書類従所収の本文を取り上げて岡村氏の鷹書に見える該当本文と比較する。それを通して、岡村氏の鷹書に見える本文の特徴を確認する。以下に両書における当該本文の対照表を挙げる。

歌順	岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』	歌順	群書類従第十九輯所収『慈鎮和尚鷹百首』
1	鷹百首 慈鎮和尚／ 霞あとも鷹のしら尾のあけほの に空とふ鷹そ目に近くなる	(1)	鷹百首 慈鎮和尚 かすめとも鷹はしら尾の曙に 空とふ鳥の目路近くなる
2	うき人はない鳥かりの恋の山 に鷹すへあけて何とかハせん	(2)	うき人はおひとり狩の戀の山 に鷹すへあけて何にかはせん

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	
一よりに手かへる鷹のもちあ	／ いつそやハ野心ありしはし鷹のき羽につまてなるゝ見ゆ哉	れ ○世中ハ経尻うたれぬはし鷹のはつえにすかる心地こそす	鷹人よ雪の小篠の一ふしのかりの此世は住うきとしれ ※頭注：慈鎮和尚天台宗青蓮院ノ宮先住也／蒙恋ハ松を時雨の染色そまくすか原に／風そゝくなり此歌請僧讀ぬはつなり	／ 来山の峯とひ越るはし鷹のますかきの羽やたゝに見ゆらん	とりかふも覚東なきハはし鷹のめ鳥つきする春のゆふ暮	カ も空に尾花をちらすはし／夕	狩暮し架ゆふ鷹のあしを山に残れる雪もしらぬりの鈴	春の野ゝすくほの薄かるゝとて雉のほつらに馴る鷹人	より拂ふ春のあけほの	／ はし鷹の遠山端に空かけて袖
(13)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	
一よりは手歸る鷹のもちあか	軒はうつまてなるゝまと哉	れ このころは野心ありし箸鷹にかのは枝にすかる心地こそす	鷹人に雪のをさゝの一ふしにかりの此世は住うきとし	ん この山の峯飛こゆるはし鷹のますかきのはやたつにみゆらん	のめとりつきたる春の夕暮	空にけはなをちらすはしたか	此比は春のけしきにあらね共	や雉子のほろゝに馴るたか人	箸鷹の遠山の毛に雲かけて袖	より拂ふ春のあは雪

22	21	20	19	18	17	16	15	14		13	
り △餌袋に兎のかしら鳥のくひさかなにせしハむかしなりけ	ふの鷹のいとけなき身を	さまし いつまてかゆるりくるりと鷹たぬき逢ぬおもひに身をつく	ん槇の葉隠散桜かな	狩こむる鳥ハにかさし秋草の上鷹とふ鷹のみさしあ	たさきの世のむくひ也けり	野ゝ里の屋形尾の鷹	鷹のおほえハ今そしらるゝ	はふ鳥にわなそゝあらむ物からと鷹すへあくる犬かひの草	／	鷹すへて交野ゝ行幸春くれは只花をのみ狩暮しけり	哉 かり家つとまてもめつらしき
(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	
首さかなにせしは昔なり覺	忍ふの鷹のいとけなき身を	し いつまてかゆるりくるりと鷹たつね逢ぬ思ひに身を盡さま	ん槇の葉かくれ散櫻かな	り はし鷹のみより心をつくすこそたなききの世のむくひ成け	んかたのゝ里のまたら尾の鷹	鷹のおほえは今そしらるゝ	山風は遠きかたのゝゆるき草	はふ鳥にはなつまゝなる物からと鷹すへあくる犬のとひ草	に心をつくる犬のやりはな	鷹すへて吉野の御幸はるくれはたゝ花をのみ狩くらしつゝ	り家つとまてもめつらしき哉

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	
△御狩人野され若鷹山帰思ひ く／＼に手にすへて行／	鷹すへて独居明す泊り山恋の 夜床の心地こそすれ／	贅狩の日並の八日木にけりと 初とや出しの鷹のかり衣／	野沢なる鳴府の鷹の夕鳥狩口 餌かハむに何こしそ／	交墅ゝ禁墅狩声そする／	百鋪 <small>（百）</small> の日次の贅をたてむとや るみさ山本の諏方の贅鷹／	ぬ △餌袋にかれかはきたる古置 餌さしてよなき身をも拾え	はし鷹の心のうちをおもふに はつかふ時こそ山帰すれ／	うれしやな只一よりにとりか ひぬことし始てつかふ箸鷹／	穂に出る薄かもとの小鷹狩か さす袖より露そこほるゝ／	鷹人は姿にしるし打懸に狩杖 帽子はゝきまへかけ／	※頭注：今不審ありしゆへ心 を壽せれば／何もよめると あり夫方鷹の哥ヲ／よみ御 不審はれ候也／
(43)	(41)	(40)	(39)	(38)	(37)		(89)	(36)	(35)	(24)	
みかり人野され若鷹山かへり おもひく／＼に手にすへにけり	鷹すへて獨居あかすとまり山 こゐの夜床の心地こそすれ	衣 にへかりの日なみのけふはき にけりと初とや出しの鷹の狩	野澤なるしきふの鷹の夕をか りくち餌かはんと水な濁しそ	もゝ敷の日なみのにへをたて んとや交のゝ禁野狩聲そする	狩行に人はとかめそしなのな るみさ山鳥のすはのにへたか		箸鷹の心のうちをおもふには つかふ時こそ山わすれすれ	嬉しやなたゝひとよりにとり かひつことし始て使ふわか鷹	ほに出る薄かもとの小鷹狩か さす袖より露そこほるゝ	鷹人はすかたにしるし打かけ にとり杖ほうしはゝきまへ掛	

41	40	39	38	37			36	35	34
懸落す鶉の床の草ふかみ今社 みつれ鷹の出木居／	鷹は木居犬ハ荒とふ鳥なれば 草にも伏さす立としもなし／	はなれえぬ世ハかゝりけむ餌 袋に置餌の鷹の山忘して／	箸鷹のもとをり山のつちの音 とやかまへする人やあるらむ	兎野に鳥ハのかれし峯越の尾 かさすかゝる鷹のもちり羽／			※頭注：ほや祭鳥や出での鷹 を居たしてかまはやふさ御 鷹なる／らん ※(朱)この鶴や御たかなる らん／	あすより手にやたまらむあ ら鷹の山忘する架のふるまひ ／	狩人の鳥架に鷹を繋く夜ハ泥 障の枕鞍のそひ鞭／
(60)		(59)	(58)	(57)	(55)		(56)	(44)	(42)
かけとをす鶉の床の草ふかみ 今こそみゆれ鷹の多こひよ		放れえぬ世はかゝりけり餌袋 のおきゑにたかの山忘して	箸鷹のもとをり山の鈴の音に とやかまへする人やあるらん	羽 とさまより鳥はのかれし峯越 のおかたにかゝる鷹のもしり	手にこほればやれはたかを引 居てみよりの袖はうち雪もな し		白雲のたつたの里にあらね ともしはしぬすたつ鷹のお ひ鳥	あすよりは手にやたまらん新 鷹の山忘れるほこのふるま ひ	狩人のとほこに鷹をつなく夜 はあふりの枕くらのそひふし



52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
鷹人の外山にかたる雲の雪道 ふみ分て鳥立をそ見る(朱) こそ	狩立る霞のうへの夕雲雀鷹も雲 入るこゝ地こそすれ	鳥柴おち鈴つけの尾ハ長けれ とふけるそふしき鶉符の鷹	冬枯の真柴ならしは打たゝき 鷹すへならず小墅ゝ狩人	尾上より引こす鳥のつかれを ハ鳥喚にこそ又ははしらるれ	はし鷹のこれも只こひのつも りかと思ふ時こそもみ雀すれ	簗鷹のみとりの草をあされと や物あひしるき犬の墅廻り	ひねりする鷹の藤ふに春暮て 鳥屋かまへする夏ハ来にけり	小鷹狩鶉の床に宿るらむ暮行 墅への草ふかくとも	簗鷹の老曾の森にあらねとも 耳かたけなる人のふるまひ	あふ事ハ安達のゝへのかたう つらこゐする鷹の暮な頼ミそ
(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(90)	(45)	(63)	(62)	(61)
鷹人は外山にかゝる雲雪の道 ふみ分てとたちをそする	狩立る霞のうへの夕ひはり鷹 も雲の心地こそすれ	としはより鈴付のおはなかけ れとにけるそ憎き鶉符の鷹	冬枯の楨のなら柴うちたゝき 鷹の枝ならず小鷹狩人	おのへより引こす鷹の疲れは をとさけひにこそ又ははしらる れ	はしたかの聲に餌こひのつも るかと思ふ時こそもみ雀すれ	はし鷹のみとりの草をあされ とやものあひしけき犬の野か はり	ひねりさす鷹の藤ふち春暮て とやかまへする夏は来にけり	小鷹狩鶉の床に宿らん暮行 のへは露ふかくとも	簗鷹のおひその杖にあらねと もみゝかたけなる人のふる舞	逢事は有乳の野へのかたうつ らこひする鷹のくるゝたのみ そ

63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53
○鈴ならず犬の頭にもとをれ て駒をならふる小鷹狩哉 鈴ならず犬の頭にもとをれて	※頭注：鷹 たかますよ遠山鳥のしたり尾 のなかくしさにけふの親鳥	たか人の杖にたちよるむらし くれしハしすこすも久しかり けり	鷹場なる野にハふさしと夏鶉 命のはてはなつ草の陰	山おろし雪や霰の夕暮に鷹ハ 手ふるひわれハ身ふるひ	風吹はさむき狩場のそはみ鷹 拂すとも袖のしら雪	はし鷹のそうとハかりは見え ねとも雪の降野ゝあけほの 空	押並て雪の古葉のみえにけり 墅されの鷹の鳥の落かた	うちつけにやかて犬こそかみ にかめ山口しろく鳥や立らん	すへ鷹のたゝさきの羽に春さ らて笠の端白き雪の曙	はし鷹のすゝふる雪や雲るら む楨の梢に風の音つれ
(33)	(31)	(30)	(29)	(28)	(27)	(26)	(25)	(12)	(54)	(53)
鈴ならず犬のかしらにもと をれて駒をならふる小鷹か り哉	たのますよ遠山鳥のしたり 尾のなかくしさにけふの 足緒鷹	鷹人の松に立よる一時雨しは し過すも久しかりけり	たか場なる野にはふさしと夏 鶉命つゝれは夏草のかけ	山風やゆきやみその夕暮は 鷹はたふるひ我は身ふるひ	風吹はさむき狩場のそはみ鷹 はらはすとも袖の白雪	簗鷹のそことはかりはしらね とも雪のふり袖明ほのゝ空	をしなへて雪はふる羽にみえ にけり野されの鷹の鳥の落草	ひとよりにきけは犬こそかみ にけれ山口しろく鳥やあるら ん	すへたかのたなきの羽には かされて笠のはしる雪の曙	簗鷹の鈴ふる雪や是ならんま きの梢の風の音すれ

73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	
忘れめや遠山もとのかたかへりのきハの草の鷹のみより羽	あなにくややかて餌になる村雀子につたへても笑な笑そ	たかかひの箸に火とす今夜より心も解ぬ片枕すれ	朝鳥狩あさ出よしと鷹場なるしのゝは草を打懸にする	都人手をもそらさぬ心地してあかけの鷹のあるゝ墅もなし	鷹かり罪もむくひも後の世の為	犬飼の鷹場に出るかりはかまたすけハ人の古慮なりけり	はし鷹を手放すけふの御鷹場のかさむね鳥を家つとに	小鷹場にしとゝにあかりとらハれて滋み小鳥の声のみそ	鷹	△片藪にむすほゝるともへをさゝむ心もしらぬつみのわか
(70)	(71)	(69)	(68)	(67)	(64)		(32)		(34)	
忘れめや遠山もとのかたかへり軒端の草の鷹のもとりは	あな憎ややかて餌になるむら鳥子につたへても鷹ナわらひそ	たかかひのはしに火とす今夜こそ心もとけぬかた枕すれ	朝とかりあかてはふしと鷹場なるしのゝは草を打かけにして	狩人の手をもそらさぬ心地してあかけの鷹のあく時もなし	鷹狩つみもこのりも後の世の爲		箸鷹を手ならすけふの御狩場はかたむね鳥を家つとにせん			かた藪にむすほゝるともへをさゝん心もしらぬつみの若鷹

85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74
陸奥の信夫の鷹のめつらし	山鳥の尾上の松を来て見れハ鈴はへたてぬ鷹のならしは	をきはなすは鷹の巢のいけ鶉網にもかゝるうき命かな	松の木にかゝる藤ふの鷹みればつかふ人まで万代や経む	月残る狩場の雪のしろ鷺をのかけにても身をや隠さん	立鳥の尾花をちくす箸鷹の草とる時もあからめいなき	床もなき刈田の鳴そ哀なる今夕くれの鷹の餌そかし	かけ鳥をおひその森の夕時雨月にかゝるへきつみの若鷹	とらせしそ悔しかりける小鷹場の橘の紅葉賜の草く	雉子こそ命継尾に成にけり鷹場帰の夕暮の空	鷹	それ鷹の雪の梢のむら鳥朝わらひしてもちにかゝれる
(82)	(81)	(80)	(79)	(78)	(77)	(76)	(91)	(75)	(74)	(73)	(72)
みちのくのしのふの鷹のかり	山鳥の尾上の松をきてみれば鈴はへたてぬ鷹のならしは	もき放つ鷓鴣つめのいけうつら網にもかゝるうき命かな	松のもとにかゝる藤ふの鷹みればつかふ人まで萬代やへむ	月残るかりはの雪のしら兔をのか影にや身をかくすらん	たつ鳥の毛はなをちらすはし鷹の草とる時そあたらみはなき	床もなき刈田のしきそ哀なる此夕くれの鷹のまろはし	かし鳥をおひその森の夕時雨身にかゝるへきつみの若たか	とらせてはくやしかりけり小鷹狩はしの紅葉のもすの草く	雉子こそ命つき尾になりにけれたかはかへりの春の夕暮	あかもかと思ひしか共雪のひは符替してけるましらふの鷹	それたかの雪の梢の村からすあたらわらひして枝にはなるれ

					91	90	89	88		87	86	
					／ されハにや墅されの鷹の山か へり年くへても帰る思へは	春の墅につかひ尽して箸鷹の 鈴納する夏ハきにけり／	身にそへて手馴ル時そ箸鷹の 恋ハして見す何にたとへん／	心よくことしハなりぬ鳥や出 のあかけの鷹の木居の手もろ さ／		あら鷹も手馴る程に末をもつ 駒に鞍をけ手放して見む／	鶉なく床の山風烈しさに手放 もせてかへる鷹人／	く都の山に年をへむとハ／
(96)	(95)	(94)	(93)	(92)	(88)	(86)			(85)	(84)	(83)	
高根より麓の原に飛さかりつ	はし鷹の四毛ふくまで辻風に たなれの駒をたてそかねぬる	はし鷹の尾上引こすひたり羽 に見ぬ落草のとたちをそしる	荒鷹を七日なゝ夜にとりか はゝみとりをほこにうつす也 けり	籠ぬけする太山の鷹の捨かひ をうかれ鳥やいかにしるらん	され羽にや野されの山を忘る らんとしちみつくる鷹の薬飼 き	春の野もつかひ盡してはし鷹 の身にやすけなる事そすくな き			とや藪はふませたれとも箸鷹 の鈴おさめする夏そ來にける	新鷹も手馴るほとに居をかす 馬にくらをけつかひてをみん	うつらなく鳥籠の嵐はけしさ に手はなちもせて歸る鷹人	そめに都の山も年をへんとや

96	95	94	93	92								
ひ／ はし鷹のしからみそむる落草 を心得かほのいぬのふる／ま	／ 狩くらし帰る交墅ゝ花うつほ かさしや鷹の手にもたまらす	夏草の茂みか原も過にきと鈴 さしそむる秋の箸鷹／	暮る共帰らん物を小たかゝり 一夜ふしみの袖の敷ねハ／	いつる又逢事あらむはし鷹の 餌忘飼のけふの秋とは／								
(46)	(66)	(87)	(65)		(102)	(101)	(100)	(99)	(98)	(97)		
箸鷹のとかしらしむる落草を 心得かほに犬のわけ草	〔マ、〕 狩くらしかへるかたのゝはな うつほやさしやたかの	夏草のしけみか原も過にきと 鈴さしそむる秋のはしたか	暮るともかへらしものを小鷹 狩一夜ふしみに袖はしくとも		陸奥の忍ふの鷹を手すへて あたちか原をねるはたか子そ ん	雪ふれば身に引そふる箸鷹の たなさきのはやしらふなるら ん	箸鷹の升かきの羽をとふ時は やへ羽のきしもたまらさりけ り	はし鷹のこもつちこえの一も ちり取にもとらすおもしろの 羽や	淀よりも交野にかよふかり人 の舟にのせたる屋かたおの鷹	山越るつかれのとり落草を つなくや鷹のほこ羽なるらん	まこゝろみの羽くらへのたか	

終／	はし鷹の身よりたゝ先定らす 大宮人は右に居けり／		
はし鷹の身より手先を知りたくは二つの家をたゝしてそ／ 聞／	※頭注：野守／はし鷹の墅守の鏡多てしかな／思ひ思はすよそなから見ん／		
		右慈鎮和尚鷹百首以山永恭藏 本書写校合畢	

※岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』の鷹和歌の本文については、／で改行を示した。

※岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』に見える鷹和歌の歌順は算数字のみで示し、群書類従第十九輯所収『慈鎮和尚鷹百首』に見えるそれは( ) 付きの算数字で示した。

※岡村知能氏所蔵『諏方流鷹書』に見える○及び△はすべて朱書。

右掲の対照表に見える通り、やはり両書においてそれぞれ対応する鷹和歌の表現には相当の異同が見られる。しかも、対応している鷹和歌の歌順にもかなり大きなずれが確認される。さらに前半部分と同じく、一方のテキストに掲載されているが、もう一方には見られないという鷹和歌がいくつか確認できる。具体的には以下の通り。

・岡村氏の鷹書に見える18 27 40 65 67 88 89 92の鷹和歌が群書類従本には見えない。

・群書類従本に見える(15)(55)(85)(92)(93)(94)(95)(96)(97)(98)(99)(100)(101)(102)の鷹和歌が岡村氏の鷹書には見えない。

ない。

そのほか、岡村氏の鷹書は、「はし鷹の身よりたゝ先定らす大宮人は右に居けり／」と「はし鷹の身より手先を知りたくは二つの家をたゝしてそ／聞／」という二首の鷹和歌が追加の体裁で掲出されているが、群書類従本には該当する鷹和歌は確認できない。さらに岡村氏の鷹書には頭注の記事がいくつか確認できる。それらは記載されている位置から判断して、6 22 36 62及び追加の和歌の二首目の項目に記入したが、そのうち62を除いて、注記の内容は必ずしも該当項目の和歌の注釈に限定されるものではない。また、やや文意のとりにくい記述や関連性が不明な鷹和歌などが掲出されていて、当該テキスト特有の記事内容となっている。以上の特徴を踏まえると、岡村氏の鷹書における後半部分の鷹百首の本文もまた、相応に独自の引用方法で記載されていることが窺えよう。

### おわりに

以上において、諏訪藩に仕えた鷹匠の岡村氏伝来の鷹書に見える『後京極殿鷹三百首』『慈鎮和尚鷹百首』から引用された鷹和歌群について検討してきた。そもそも、鷹匠に伝来した鷹書に当該の鷹和歌集が含まれている事例は珍しく、管見において他に確認できない。本稿では、そのような鷹和歌の本文を取り上げて全文を紹介しつつ、群書類従本との比較を通じてその特徴を考察した。その結果、岡村氏の鷹書に見える鷹和歌群は、独自の体裁で引用されていることが確認できた。このことから、鷹匠が鷹和歌(鷹百首類)を伝来する際、やや恣

意的に本文を扱っていたことが窺えよう。このように、近世期に流布した鷹匠所縁の鷹書群において、流派に関わる言説については相応に厳密な位相があったのに対し（注10）、鷹和歌については無作為に伝来していたことは注目に値する。と同時に、中近世期において、鷹和歌（鷹百首類）のテキストが伝播する実態を考える手掛かりとしても、岡村氏の事例は有用であろう。その他、当該書の別の部分の叙述との関連性や岡村氏伝来の鷹書全体の意義付けなどについては今後の課題としたい。

## 【注】

- (1) 二本松泰子『中世鷹書の文化伝承』（三弥井書店、二〇一一年二月）、同『鷹書と鷹術流派の系譜』（三弥井書店、二〇一二年二月）など。
- (2) 『御家中知行附並御藏帳 元禄九年』（『復刻諏訪史料叢書 第五卷』所収、諏訪教育会編、ほたる書房、一九八四年十一月）、『分限明細記 元禄年中』（同）、『御家中御人數帳 寶曆三年五月』（同）など。詳しくは、二本松泰子「鷹匠と鷹書制作（上）―諏訪藩の鷹匠伝来の新出資料を手掛かりに―」（『信濃』近刊掲載予定）参照。
- (3) 前掲注（2）の二本松論文。
- (4) 前掲注（2） 二本松論文及び二本松泰子「鷹匠と鷹書制作（下）―諏訪藩の鷹匠伝来の新出資料を手掛かりに―」（『信濃』近刊掲載予定）。
- (5) 前掲注（4）の二本松論文。
- (6) 遠藤和夫「和洋女子大学附属図書館本『鷹三百首註』小考」（『和洋國文研究』第三十号、一九九五年三月）、同『京極撰政鷹三百首』につきて（『和洋國文研究』第三十一号、一九九六年三月）、同「校訂『鷹三百首（撰政太政大臣）』（上）」（『和洋女子大学紀要・文学編』第三十六号、一九九六年三月）、同「校訂『鷹三百首（撰政太政大臣）』（下）」（『野州國文學』第五十八号、一九九六年十月）。
- (7) 山本一「鷹百首類伝本概観の試み」（『調査研究報告』第十八号、一九九七年三月）、同「鷹歌をめぐる二、三の考察」（『日本文学史論―島津忠夫先生古稀記念論集』所収、島津忠夫先生古稀記念論集刊行会編、世界思想社、一九九七年九月）。
- (8) 前掲注（6）及び（7）の他、山本一「鷹歌文献序説―肥前嶋原松平文庫蔵「鷹和歌集」「鷹百首」の検討を中心に」（『研究と資料』第五十六号、二〇〇六年十二月）、同「やまひめに」類鷹百首の伝本について」（『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』第二号、二〇一〇年二月）、同「天正十九年写「やまひめに」類鷹百首の解題と翻刻」（『研究と資料』第七十号、二〇一三年十二月）、三保忠夫「鷹書の研究―宮内庁書陵部蔵本を中心に―上冊』第二部第一章「公家に関わる鷹書」第四節「藤原（九条）良経」（和泉書院、二〇一六年二月）。
- (9) 前掲注（8）の三保著書第二部第一章「公家に関わる鷹書」第三節「慈鎮」。

(10) 前掲注(1) 二本松著書『鷹書と鷹術流派の系譜』第二編「鷹術流派の系譜」・第三編「鷹術流派の展開」など。

【付記】

二〇一八年末、本稿で取り上げた鷹匠文書をご貸与くださった岡村知能氏が逝去されました。生前のご厚情に深く感謝申し上げますとともに、ご冥福を心よりお祈り申し上げます。

また、本稿をなすに当たり、神長官守矢史料館の柳川英司氏と守矢早苗氏には格別のご高配を賜りました。併せて感謝申し上げます。

なお、本稿は、二〇一九年～二〇二一年度科学研究費補助金(基盤研究(C)「中世から近世にかけての放鷹文化における鷹書の体系化を目指す研究(課題番号19K00325)」による研究成果の一部である。

《Abstract》

Falconry in the medieval period to the early modern period in Japan was entirely carried out by samurai warriors. Hence, falconry at that time can be regarded as samurai culture. In this paper, we focus on *takasho*, or books on falconry, in order to understand the true image of falconry as a part of this samurai culture. In other words, we consider the *takasho* (new material) handed down to Mr. Okamura who served for generations as a falconer of the Suwa clan in the early modern period, and introduce the “Gokyogoku Dono Takasan Hyakushu” and “Jichin Kasho Taka Hyakushu” books cited in it, and study the characteristics through a comparison with text in the said book included in “Gunsho Ruiju (Collection of Japanese classics sorted by type)”. As a result, the Takawaka seen in the Mr. Okamura’s *takasho* was characterized by strong arbitrary elements and it was estimated that this book is obsolete and not as valuable in the handing down of the Takawaka collection for falconry. Further, this study presents a new case study of the spread of the texts of the Takawaka collection through falconry.

# 『グローバルマネジメント』 紀要規程

平成30年4月1日 規程第413号

## (目的)

第1条 この規程は、長野県立大学（以下「本学」という）の教員等の研究活動を広く学内外に公表するため、『グローバルマネジメント』（The Global Management Study of Nagano）の発行について必要な事項を定めることを目的とする。

## (編集発刊)

第2条 長野県立大学図書館・紀要委員会（以下「委員会」という）、その他委員会から任を受けた者が担当する。

## (投稿の条件)

第3条 『グローバルマネジメント』への投稿は、本学が管理する「長野県立大学リポジトリ」への掲載について承諾することを前提とする。

## (投稿資格)

第4条 投稿資格は本学教職員であることを原則とし、以下の者を認める。

- (1) 本学及び長野県立短期大学に専任ないし非常勤として在籍経験がある者
- (2) 本学の客員研究員
- (3) 本学以外の者であるが、本学の教職員との共同研究者
- (4) 本学の教職員の推薦状がある者

## (投稿の種類)

第5条 本雑誌に掲載されるものの種類は以下のものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) レビュー
- (5) 翻訳
- (6) その他委員会が認めたもの

## (査読)

第6条 原則1名の査読による意見をもとに、委員会で掲載を判断する。査読者を見つけ

るのが困難な場合は、委員会により査読者なしでの掲載を判断する。

(著作権)

第7条 紀要に掲載された論文、研究ノート等の著作権は執筆者に属するが、紀要の電子化および公開化を含む著作物の利用権は、本学に属する。

(細則)

第8条 投稿規定などの細則については別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。



# 『グローバルマネジメント』原稿執筆細則

2019年1月9日

『グローバルマネジメント』編集委員

## 1. 発刊目的

長野県民のシンクタンクとしての負託に応え、また長野県立大学内外における学術的な議論の深化と発展に寄与するためとする。

## 2. 言語

日本語または英語の横書き原稿を基本とし、その他の言語を事情によって認める。また縦書き原稿も研究内容などの事情を考慮して認める。

## 3. 字数

日本語、欧文（シングルスペース）による原稿はともに、A4判（40字×36行、1段組み、フォント10.5ポイント）で20枚程度以内とする。またそれを大幅に超える場合は、二編以上に分割するものとする。

## 4. 構成

原稿の構成は、①タイトル、②要約（概ね400字以内）、③キーワード、④本文、⑤引用・参考文献一覧、を基本とする。

また参考文献一覧、図表、引用などの各様式については、執筆者の所属学会の規定などに従うものとする。

## 5. 発刊

年2回発刊とし、原稿締め切りは、第1号は3月31日、第2号は9月31日を基本として、各年の事情を考慮して、『グローバルマネジメント』編集委員が毎年定めるものとする。

## 6. 申し込み

提出時には、完成原稿2部と、①題名（英文・和文）、②執筆者（漢字ないしカタカナ、とローマ字）、③所属機関・職位、④連絡先の住所と電話番号、E-mailアドレスを別紙にて提出するものとする。

また査読を経て、編集委員会により掲載許可された後、改めて完成原稿1部と、電子媒体（CD-ROM、USBメモリーなど）による原稿データを、提出するものとする。

## 執筆者紹介

阿 部 守 一 長野県知事  
安 藤 国 威 長野県立大学 理事長  
金田一 真 澄 長野県立大学 学長  
森 本 博 行 長野県立大学グローバルマネジメント学部 教授  
金 賢 仙 長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授  
二本松 泰 子 長野県立大学グローバルマネジメント学部 准教授

## グローバルマネジメント 第1号

---

印刷 2019年7月8日

発行 2019年7月8日

編集代表者 森本 博行

発行所 長野県立大学  
〒380-0803 長野県長野市三輪8丁目49番7号  
TEL 026-217-2241 (代表)  
FAX 026-235-0026  
E-mail daigaku@u-nagano.ac.jp

印刷所 第一企画株式会社  
〒380-0803 長野県長野市三輪1丁目16-17

---



**GM**

**2019.5**  
**VOL.1**

# The Global Management of Nagano

---

## **[Greetings]**

Preface from Nagano Governor

ABE Shuichi

Presence and Future of The University of Nagano

ANDO Kunitake

Celebrating the Launch of the Faculty of Global Management Studies

KINDAICHI Masumi

## **[Articles]**

Empirical Study of International Business Management in the Transition  
Period of International Division of Labor Behavior —New Challenges for  
Japanese Companies Under the Distributed Production (Fragmentation)  
System

MORIMOTO Hiromichi

The Enforcement of IFRSs —The Approach of Financial Reporting Council  
in the UK—

KIM Hyonson

About a Book on Falcons (New Material) Handed Down by Falconers  
of the Suwa Clan —Focusing on the Records of Takawaka—

NIHONMATSU Yasuko

---

